

**令和6年度  
指定障害福祉サービス  
事業者等集団指導  
【訪問系サービス・移動支援事業】**

**令和6年10月  
横浜市健康福祉局障害自立支援課**



# 1 運営基準について

まずは、運営基準について、間違いやすい部分を中心に説明します。  
資料の一部が空欄になっており、( )内に言葉を埋めていただく形になっています。  
何が入るか考え、書き込みながらお聞きください。

運営基準に併せて報酬に関する内容についても説明します。これらは「運営ガイド」1ページに掲載している、「基準省令」「解釈通知」「報酬告示」「留意事項通知」を基に作成しています。今回説明する部分以外についても掲載しているので、必ず目を通して下さい。

令和6年4月の国の報酬改定により、「基準省令」「解釈通知」「報酬告示」「留意事項通知」が変更されています。  
運営ガイド第9版を横浜市HPに掲載いたしましたので、各自ご確認ください。

移動支援についても、この設備及び運営部分はこの基準省令に準じます。

基準省令の内容を補完する解釈通知も含めて、「らくらく」などで随時最新情報のご確認をお願いします。

## 基準の性格

指定事業者等が障害者総合支援法に規定する便宜を適切に実施するため、必要な最低限度の基準を定めたものであり、指定事業者等は、常にその運営の向上に努めなければならない。

(解釈通知第一の1)



基準とは「指定事業者等が障害者総合支援法に規定する便宜を適切に実施するため」の「必要最低限の基準」のことです。  
指定事業者等は、常にその運営の向上に努めなければなりません。

## (1) 障害福祉サービスについて

### 障害者総合支援法

#### 障害福祉サービス

- ・ 居宅介護
- ・ 重度訪問介護
- ・ 同行援護
- ・ 行動援護
- ・ 療養介護
- ・ 生活介護 …等

#### 地域生活支援事業

##### 都道府県事業

##### 市町村事業

- ・ 相談支援事業
- ・ 日常生活用具給付等事業
- ・ 移動支援事業 …等

初めに、障害者総合支援法のサービス区分について確認します。

障害者総合支援法のサービスは大きく「障害福祉サービス」と「地域生活支援事業」に分けられます。

## (1) 障害福祉サービスについて

### 障害者総合支援法

#### 障害福祉サービス

- ・居宅介護
- ・重度訪問介護
- ・同行援護
- ・行動援護
- ・療養介護
- ・生活介護 …等

《訪問系》

「訪問系サービス」と言われる4つのサービスは、「国事業」と言われる「障害福祉サービス」に含まれます。  
国の法令等によりサービスの内容が規定されており、全国で同一のサービスです。

スライドにある通り、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護は「障害福祉サービス」に含まれます。

「国事業」とも言いますが、国の法令等によりサービスの内容が規定されており、全国同一のサービスとなっています。

この4つのサービスを合わせて「訪問系サービス」という言い方もしています。

## (1) 障害福祉サービスについて

### 障害者総合支援法

「地域生活支援事業」は各自治体が地域の実情に合わせて実施するとされ、移動支援事業はこちらに含まれます。各都道府県・市町村で実施内容や対象者等が異なる場合があります。市をまたいでサービスを実施されている場合はご注意ください。

#### 地域生活支援事業

##### 都道府県事業

##### 市町村事業

- ・相談支援事業
- ・日常生活用具給付等事業
- ・移動支援事業 …等

一方、移動支援が含まれる「地域生活支援事業」は、「各自治体が地域の実情に合わせて実施する」とされています。

各都道府県・市町村で実施内容や対象者等が異なる場合があります。

横浜市の移動支援事業を利用する方は、横浜市のルールにより運営、サービス提供を行うことになります。

訪問系サービスとは法律上の位置づけが異なりますので、事業所番号も違ってきます。

## (2)人員基準について ～用語の確認～

### 常勤

事業所における勤務時間が、当該事業所で定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする）に達していること。※例外あり

### 常勤換算

事業所における勤務時間を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、その員数を常勤の従業者の員数に換算すること。

### 専従（専ら従事する）

サービス提供時間帯を通じて指定障害福祉サービス以外の職務に従事しないこと。

続いて、人員基準について、まず初めに用語の確認をします。

「常勤」とは、事業所における勤務時間が、当該事業所で定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していることを言います。

時短勤務などについては、利用者の処遇に支障がない体制が整っている場合、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を30時間として取り扱うことを可能とします。

「常勤換算」とは、事業所における勤務時間の総数を、当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、その「員数」を常勤の従業者の員数に換算することです。

「専従」とは、サービス提供時間帯を通じて、当該サービス以外の職務に従事しないことを言います。反対に、他の職務に従事することを「兼務」と言います。

## (2) 人員基準について

居宅介護指定基準：第6条、第30条

移動支援実施要綱：第8条→居宅介護指定基準を準用

### 管理者

- **常勤かつ専従**であることが必要
- ※同一の事業者によって設置される他の事業所の職務に従事するなど、一定の要件に当てはまる場合は兼務が可能

### サービス提供責任者

**1人は常勤であることが必要!**

- 常勤専従の職員のうち、事業の規模に応じて1人以上の配置が必要

管理者・サービス提供責任者の人員基準とその責務を説明します。

管理者は常勤かつ専従であることが必要です。ただし、その事業所のサービス提供責任者やヘルパーとして働く場合や、同一の事業者によって設置される他の事業所の職務に従事するなど、一定の要件に当てはまる場合は兼務が可能です。

サービス提供責任者は、常勤専従の職員のうち、事業の規模に応じて1人以上の配置が必要です。

人員については次のスライドで説明いたします。



## (2)人員基準について

居宅介護指定基準：第5条2項→員数解釈通知第三1

移動支援実施要綱：第8条2項→員数は居宅介護指定基準を準用

### ・サービス提供責任者の員数

常勤・専従の職員を事業所の規模に応じて配置

- 提供実績**450時間**ごとに1人
- 登録ヘルパー**10人**を超えるごとに1人
- 利用者**40人**を超えるごとに1人

いずれかを  
満たせばOK

○移動支援のサービス提供責任者は、**非常勤だけでも可**としますが、その場合は、営業日に必ず誰かが出勤できるよう、**複数のサービス提供責任者を配置してください。**  
また他の事業所との重複登録のヘルパーは、サービス提供責任者とは認められません。

サービス提供責任者の員数について、説明します。

提供実績、ヘルパー数、利用者数に応じて、配置すべき員数が変わります。これらのいずれかを満たせば「可」なので、提供時間が450時間を超えていても、利用者が40人を超えていなければ、1人を配置すればよい、という考え方になります。

また、必ず1人は常勤でなくてははいけませんが、1人を超えた員数については常勤換算によることができます。

なお、常勤のサービス提供責任者が兼務可能であるのは、当該事業所の管理者及びヘルパーです。また、同一事業所で行う介護保険の訪問介護のサービス提供責任者との兼務は可能です。

移動支援については、1人が常勤という規定はなく、常勤換算により必要数を満たせば「可」となりますが、事業所の営業日には利用相談等が受けられる体制は整えてください。

これらは、あくまでも人員の最低基準です。業務の実態に応じて必要な数を配置し、サービス提供責任者の業務が適切に行われるようにしてください。

## (2)人員基準について

居宅介護指定基準：第5条  
移動支援実施要綱：第8条1項

### ・従業員（ヘルパー）の員数

- 事業所ごとに、従業者（サービス提供にあたる者）を常勤換算方法で**2.5人以上**配置

**サービスによって必要となる  
資格が異なるので要確認！**

※例：居宅介護従業者の資格要件（下記、研修修了者）  
介護福祉士、実務者研修、初任者研修、居宅介護従業者基礎研修等

サービス提供責任者も含めて、従業員の員数については、常勤換算方法により2.5人以上配置することが必要です。

介護保険事業を行わず、障害福祉サービスのみを提供する事業所で、利用者数が少ない等で実績に限られる場合は、2.5人を満たせない場合があるので、注意してください。

その他、従業者については、サービスごとに必要な資格が定められています。員数のみならず、サービス提供の資格についても確認していただくようお願いします。

## (2) 人員基準について

居宅介護指定基準：第6条、第30条

移動支援実施要綱：第8条4項→居宅介護指定基準を準用

### 管理者の責務

- **従業者・業務の一元管理**  
⇒従業者を管理者の指揮命令下におき、業務を行うことを一元的に管理すること
- **基準を遵守させるための指揮命令を行う**  
⇒サービス提供の記録の作成、説明やマニュアル等の作成により、従業者が運営基準を遵守するよう体制を整える

次に、責務についてご説明いたします。  
まず、管理者の責務は大きく二つです。

一つ目は、従業者・業務の一元管理です。従業者を管理者の指揮命令下におき、業務を行うことを一元的に管理することが必要です。

二つ目は、運営基準に関する基準を遵守させるための指揮命令を行うことです。例えば、サービス提供の記録を作成することや、秘密を保持することに関する事項等があげられます。マニュアル等を作成して、従業者が運営基準を遵守できるような体制を整えてください。

## (2)人員基準について

居宅介護指定基準：第6条、第30条

移動支援実施要綱：第8条4項→居宅介護指定基準を準用

### サービス提供責任者の責務

- **利用に係る調整・アセスメント等**  
⇒利用者の希望に基づいて、ヘルパーの手配や計画作成等の調整を行うために、随時利用者の状況を把握し、適正なサービスが行われているか確認を行う
- **従業者への技術指導等のサービス内容の管理**  
⇒初回のサービス提供時にヘルパーに同行したり、事業所内で研修やミーティングを行うなど、必要に応じた指導を行う
- **居宅介護計画・移動支援計画の作成**  
⇒計画書の作成は**必ずサービス提供責任者**が行う

続いて、サービス提供責任者の責務は、次の三つになります。

一つ目は、利用に係る調整やアセスメントの必要性です。利用者の希望に基づいて、ヘルパーの手配や計画作成等の調整を行うことが必要です。サービス提供責任者は随時利用者の状況を把握し、適正なサービス提供が行われているか確認を行ってください。

二つ目は、従業者への技術指導等、サービス内容の管理を行うことです。例えば、初回のサービス提供時もヘルパーに同行したり、事業所内で研修やミーティングを行った後、必要に応じた指導等を行っていただく必要があります。

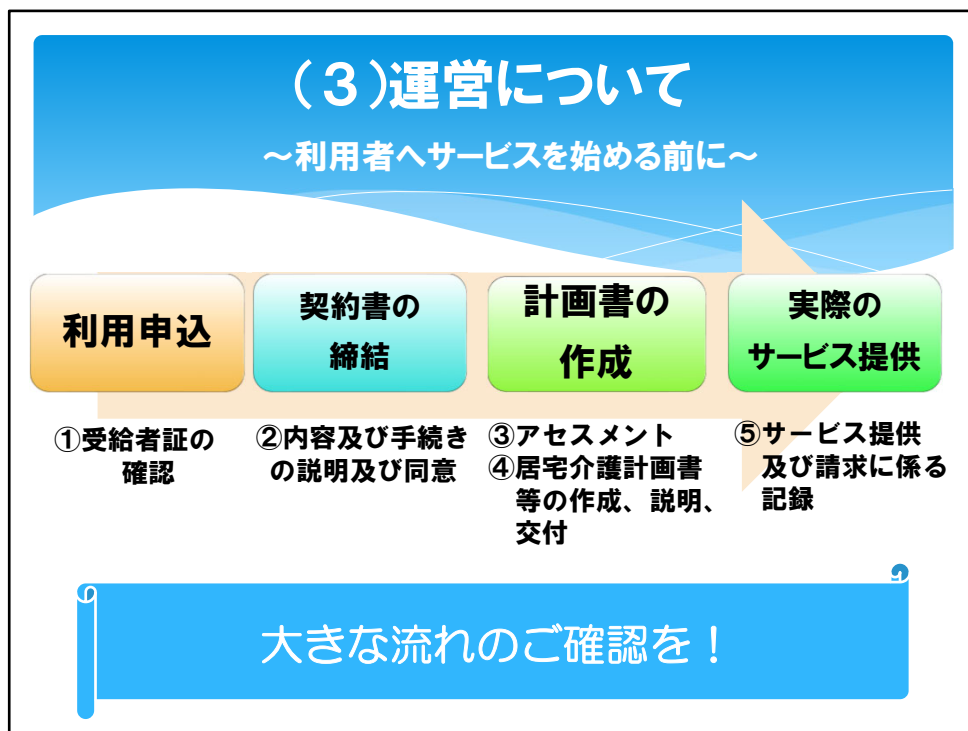
三つ目は、利用者一人ひとりの居宅介護計画・移動支援計画の作成です。計画の作成については、後ほど詳しく説明します。



ここからは具体的な運営基準について説明していきます。

給付費の請求に係る一連の流れはスライドの通りです。まず全体の流れを把握していただきますようお願いいたします。

利用者の実情で多少前後するところはあるかもしれませんが、基本の部分は必ず押さえていただく必要があります。



利用申込時から実際のサービス提供までの流れに沿って、運営基準を確認していきます。

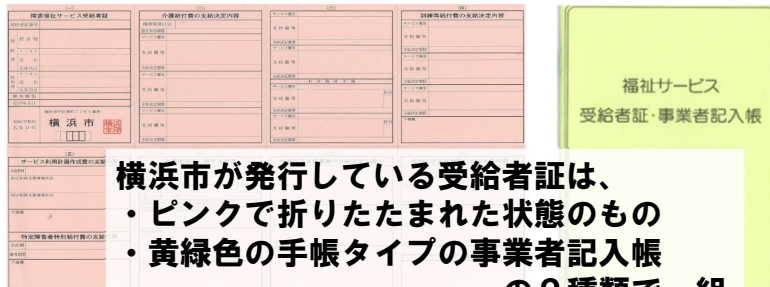
## (3)運営について

居宅介護指定基準：第14条

移動支援実施要綱：第9条→居宅介護指定基準を準用

### ①受給者証の確認

利用申込があったら、まず受給者証の確認をしてください。



**※更新の都度、同意を得てコピーをとることが望ましいです**

利用者から利用申し込みを受けた場合、受給者証の確認が必要です。  
横浜市が発行している受給者証は、ピンクで折りたたまれた状態のもの（広げるとB4サイズ）、黄緑色の手帳タイプの事業者記入帳、この2種類で一組となります。

## (3)運営について

居宅介護指定基準：第14条

移動支援実施要綱：第9条→居宅介護指定基準を準用

### ①受給者証の確認

#### ◎受給者証（ピンク）

(一) 障害福祉サービス受給者証	(二) 介護給付費の支給決定内容	(三) サービス種別	(四) 訓練等給付費の支給決定内容
支給決定番号 受給者氏名	障害程度区分 認定時期 サービス種別	サービス種別 支給標準	サービス種別 支給標準

支給決定期間の終了や、支給決定時間の変更等で  
受給者証が更新された場合も、必ず確認してください

支給決定年月日 横浜市 横浜 区 丁目 番 号	(五) サービス利用計画作成費の支給内容	(六) 利用者負担に関する事項	支給決定期間 サービス種別 支給標準
支給決定年月日	利用計画 特定障害者特別給付費の支給内容	利用者負担 利用者負担率 利用者負担額 利用者負担率 利用者負担額	支給決定期間 サービス種別 支給標準

受給者証の支給決定期間や  
サービス種別等を適宜  
確認しましょう!

支給決定期間や、支給決定時間の変更等で受給者証が更新された場合も、必ず確認してください。

利用者の同意を得て写し等を取り、内容をいつでも確認できるようにすることが確実です。



## (3)運営について

居宅介護指定基準：第14条

移動支援実施要綱：第9条→居宅介護指定基準を準用

### ①受給者証の確認

#### ◎事業者記入帳

- ・ 支給量の管理を行うため、サービス内容や契約時間数も明記することが必要
- ・ 記載した際は、写しを取って保管し、自分の事業所や他の事業所の契約時間数を把握する

受給者証・事業者記入帳

事業者記入帳は同じく運営基準にある「契約支給量の報告」にも関わります。支給量の管理を行うため、サービス内容や契約時間数を明記することが必要となります。契約時間数が変更となった際には同様に記載の更新をしなければなりません。自分の事業所の契約時間数や、他の事業所の契約時間数を把握する意味でも、記載した際は、受給者証と同様に写し等を取って、保管していただければと思います。

## (3)運営について

基準第9条、解釈通知第三の3(1)  
移動支援実施要綱：第9条→居宅介護指定基準を準用

### ②契約（内容及び手続の説明・同意）

#### ★説明が必要とされている内容

##### ➤運営規程の概要

##### ➤従業員の勤務体制

##### ➤その他サービス選択における重要事項

（書面）で説明・交付  
(障害特性に応じた配慮が必要)

#### 注意

- ・利用者がどのサービスを契約しているかわかるよう、明記すること
- ・サービスごとに契約すること
- ・契約期間は利用者のサービス支給決定期間内で設定すること
- ・契約書、重要事項説明書は、書面で利用者へ説明し同意を得ること

次に、契約手続きについてご説明いたします。

契約締結時には、必要な事項を利用者に対して説明することが必要です。重要事項説明書などで【書面】を用いて説明していただいているかと思えます。

説明が必要とされている内容は、事業所の運営規程の概要、従業員の勤務体制及びその他サービス選択に役立つと認められる重要事項です。

事業実施区域外の交通費等の利用者から徴収するものについても必ず説明を行い、同意を得てからでないと徴収できません。

また、視覚障害の方には、第三者の同席を求める、必ず読み上げる、等の障害特性に応じた配慮も必要です。

契約書・重要事項説明書、ともに書面で確実に締結、説明を行うようにしてください。

なお、契約については、サービスごとに行う必要があります。居宅介護の契約書のみでは、移動支援の契約を行ったことにはなりません。

どのサービスを契約しているのかを明記する、サービスごとの契約書を作成する等の方法で対応してください。

契約期間については支給決定期間内で設定してください。受給者証で期間を確認していただく必要があります。

## (3)運営について

基準第16条、第26条、解釈通知第三の3(16)  
移動支援実施要綱：第9条→居宅介護指定基準を準用

### ③ アセスメント

居宅介護計画等の作成にあたっては、  
必ず**(アセスメント)**を行い、心身の状況把握に努めてください。

#### ▶ 利用者の状況の把握・分析

- 基本情報（住所、生年月日、連絡先、家族状況等）
- 障害状態（ADLその他持病も含め、本人の支援に必要な諸情報）
- 利用者のニーズ（サービスその他にて解決すべき課題等）

**(アセスメント)**を行った内容については、聞き取り時点の本人を知るための重要な資料となりますので、必ず**書面で作成し、保管**してください。

続いて、利用者の状況を確認するために【アセスメント】を行います。

居宅介護などの計画を作成する際に必要となる内容なので、サービス提供責任者が行うこととなります。

住所や生年月日等の基本情報、障害の程度やADLなどの障害状態、解決すべき課題等の利用者ニーズを確認します。

【アセスメント】を行った内容については、聞き取り時点の本人を知るための重要な書類となりますので、必ず書面で作成し、保管してください。

運営指導においても、定期的にあセスメントが行われていない、計画相談支援事業所が作成するアセスメントシートをそのまま活用しているなどの指摘が多くあるため、必ずご確認ください。

## (3)運営について

基準第26条、解釈通知第三の3(16)

移動支援実施要綱：第9条→居宅介護指定基準を準用

### ④ ( 居宅介護計画書 ) 等の作成、説明、交付

= サービス提供責任者が作成する、利用者の支援計画

( 本人への説明・同意・交付が必要 )

#### 《 計画書作成の意義 》

- ▶ 利用者にとって均一なサービスが提供される  
＝ヘルパーにとっても精神的負担軽減
- ▶ 客観的視点で援助方針を立てることができる。  
質の評価も行いやすい（援助方針の根拠となり、利用者とヘルパーが共通の目標を持ち、達成に向けて動くことができる。）
- ▶ 目標や達成状況を振り返り、見直しや修正を行うことで、利用者の次なるニーズが見える、気づく（定期的な見直し、更新）

アセスメントを行い、解決すべき課題が把握できたら、サービス提供責任者は、【 居宅介護計画書 】を作成します。

計画書を作成する意義は次の3つです。

1つ目は、具体的な支援計画に基づいて提供することにより、利用者にとって均一なサービスが提供されることとなり、ヘルパーを変更しても同一の内容で提供することができます。

感覚的な支援に頼らないことにつながるので、ヘルパーの精神的負担の軽減にもつながります。

2つ目は、客観的視点で援助方針を立てることができ、質の評価も行いやすい、というメリットがあります。作成した記録が援助の根拠となり、利用者とヘルパーが共通の目標を持ち、達成に向けて動くことができます。

また、達成度合いが見えやすいため、評価もしやすく、その評価の結果が次の援助方針の根拠になってきます。

3つ目は、この計画の見直しや修正を適宜行うことで、利用者の次なるニーズが見える、または気づくことができます。

計画の作成は、よりよい支援のためのカギとなりますので、定期的に内容を振り返り、見直しを行ってください。

## (3)運営について

### ④居宅介護計画書等の作成、説明、交付

#### ➤具体的援助内容の設定

- ・ 援助内容（身体・家事・移動）及び具体的手順（短期目標の設定）
- ・ 留意事項、日時、所要時間 等

#### 注意

- ・ 計画書は、必ず（サービス提供責任者）が作成してください
- ・ 作成日、作成者の記載を忘れずに！！
- ・ 作成後は利用者・家族へ説明し、同意を得、交付してください
- ・ サービスの支給単位を踏まえ、決定された時間数が有効に活用されるよう計画を立ててください

利用者のサインや押印により  
同意を得たことが客観的に  
わかるようにしてください

計画書の内容については、日時、所要時間、具体的な支援内容、手順だけでなく、短期目標、長期目標についても記載しておくことが望ましいです。  
計画書は必ず【 サービス提供責任者 】が作成し、作成日と作成者は忘れずに記載してください。

作成した後は、サービス提供責任者が利用者に対して説明を行い、同意を得ることが必要です。

説明の際は、説明日、説明者を記載し、利用者の押印またはサインを受けて、同意を得たことを客観的にわかるようにしてください。

なお、同意を得た計画書の内容は、利用者へ交付するとともに、相談支援事業所にも交付してください。

サービス一回あたりの時間数については、支給単位を踏まえて決定された時間数が有効に活用されるよう計画を立ててください。

## (3)運営について

居宅介護指定基準：第19条、第21条、第22条  
移動支援実施要綱：第9条→居宅介護指定基準を準用

### ⑤サービス提供及び請求に係る記録

請求事務も含めて作成、保管が必要なものは以下の通りです。

- 活動記録（都度・個別の記録）
- サービス提供実績記録票又はサービス提供報告書  
（月の実績報告）
- 介護給付費・訓練等給付費等明細書又は、  
利用者負担額確定リスト
- 利用者負担上限額管理結果票
- 代理受領額通知書



サービス提供を行った際は記録を作成します。  
請求事務も含めて、作成、保管が必要なものはスライドの通りです。

上から3つ目の明細書、利用者負担額確定リスト、4つ目の上限額管理結果票は、請求システムで作成されるので、印刷せずにデータで保管することも可能です。

## (3) 運営について

### ⑤ サービス提供及び請求に係る記録

#### \* サービス提供及び請求に係る記録

= 適正な請求であることを裏付ける資料

⇒ サービス提供が行われたことを証明するもの

日々のサービス提供 (記録)



サービス提供 (実績記録票)  
または、サービス提供報告書



請求  
可能

記録は、計画に基づき、サービス提供を行ったことを証明するものです。サービス提供後には請求を行いますが、記録はその内容を裏付ける資料となりますので、記録が整っていて初めて適正な請求といえます。

日々の活動記録として作成されるサービス提供の【 記録 】と、請求書類として作成するサービス提供【 実績記録票 】(移動支援はサービス提供報告書)はそれぞれ必要なものです。両方あることが適正な状態です。

## (3)運営について

### ⑤サービス提供及び請求に係る記録

#### \* 活動を都度記録する意義

- 本人の状況がタイムリーに把握できる

→情報共有や引継ぎがしやすい

- 活動内容の積み重ねができる

→本人の喜ぶスポットや嫌いなもの等がわかる

**アセスメント時にはわからなかった発見も！**

- 自己負担費用等の支払トラブルが防げる

→記録により、確実なチェックが行うことができる



よりよい支援のためには、  
記録の積み重ねが大切です。  
必ず「都度」記録・利用者確認を！

居宅介護等計画書

活動記録



では、それぞれの記録の中身について、具体的に説明していきます。

まず、活動の都度記録する意義として、本人の状況がタイムリーに把握できることで、情報共有や引き継ぎがしやすいというメリットがあります。

また、活動内容の積み重ねができるので、本人の好きなスポットや嫌いなもの等、アセスメント時にはわからなかったことが発見できるかもしれません。

さらに、記録により、確実な提供チェックが行えるため、自己負担費用等の支払いトラブルが防げます。

より良い支援のためには、記録の積み重ねが大切です。積み重ねた記録が、次の介護計画・支援計画を充実させ、その計画に基づいて活動が行われるという循環になります。

そのためにも、必ずサービスの都度、記録を取って、利用者の確認を受けてください。



## (3)運営について

### ⑤サービス提供及び請求に係る記録

#### 記録が必要な主な内容

- 利用者名、サービス提供するヘルパー名
- サービス提供日時、曜日
- サービス種別
- 利用者の身体状況や精神状況、相談内容等
- 具体的な個々のサービス内容
- 付添い外出する場合（通院・移動支援等）は、  
外出先や利用交通機関、経路を**具体的に**記入
- 服薬内容、医療的ケアの内容
- [精神障害の自立生活支援のための援助の場合]  
共同作業を行った範囲、支援内容等を具体的に記入

この活動記録に記載すべき事項はご覧のとおりです。

- ・利用者名、サービス提供するヘルパー名（このとき、同行者がいる場合は同行者の名前も書き添えてください）
- ・サービス提供日時、曜日（変更やキャンセルがあった場合は、変更前と変更後の内容を記入してください。）
- ・サービス種別（「居宅介護」ではなく「身体介護」「家事援助」、「移動支援」ではなく「移動介護」「通学通所支援」のようにサービス種別を記入してください）
- ・具体的な個々のサービス内容（トイレ介助、食事介助、調理した場合は献立、掃除場所、買い物した品物等。外出サービスは行先、交通手段、経路等が必要となります）

ここに挙げた内容は必ず記載するようにしてください。

## (3) 運営について

### ⑤ サービス提供及び請求に係る記録

#### \* 日々の活動記録

活動記録票 (例)

ご利用者	種	事業種別	事業種別	記入者 (サービス提供者)
提供日	月 日 < >	サービス提供者名		
提供時間	総時間	〈合計〉 時間 分…①		
算定時間	① = 算定対象時間(時間 分) + 算定対象外となるサービスを提供した時間(時間 分)			
提供区分	<input type="checkbox"/> 居宅介護(身体・家事) <input type="checkbox"/> 通院等介護 <input type="checkbox"/> 移動支援 <input type="checkbox"/> 同行介護 <input type="checkbox"/> 重症介護支援	<input type="checkbox"/> 移動支援 (移動介護・日常必要外出)	<input type="checkbox"/> 自費対応	
時間	提供内容: <input type="checkbox"/> 身体介護	【目的地】	【目的地】	【提供内容】
	・排泄介助・入浴介助・選択 ・洗面・身体整容・更衣介助 ・食事介助・服薬介助・体位交換 ・移動移動介助・起降支援介助 ・その他(介護事業者(勤務時間のみ) ・外出介助	経路 経費 ~ ~ 円 ~ ~ 円 ~ ~ 円 ~ ~ 円 ① 訪問時間: 分 ② 介助時間: 分	経費-滞在時間 円 円 円 円 円 円	経費-経路等 円 円 円 円 円 円
		移動の有無(有・無)	円	

必ず利用者の確認を受けましょう!

(確認印等をもらう等)

※利用者に記録の控えを渡すことが  
望ましいとされています。



こちらは、活動記録票の様式例です。様式は任意ですが、前のスライドで挙げた記載事項を記入できるようにしてください。

活動記録票は、サービスの都度必ず作成し、利用者の確認をもらう必要があります。また、控えを渡すようにしていただくと、より確実です。

この活動記録については、毎月、市へ提出していただくものではありませんが、これまでご説明したとおり、よりよい支援のためには大変重要なものです。

運営指導等で市職員が事業所へ伺った際にも必ず確認させていただくこととなりますので、日頃からきちんと記録をとり、整理をしておいていただくようお願いします。

## (3) 運営について

### ⑤ サービス提供及び請求に係る記録

\* サービス提供実績記録票・提供報告書

〔横浜市移動支援事業〕 サービス提供報告書(個別支援型) 【通学通所支援】

(様式1)

令和 年 月 分	早宅介護サービス提供実績記録票	事業所番号	
受給者		担当者	
		請求	

円

通学・通所  
乗降・介助

記載事項に不足や誤りがないか、よく確認してください。

- サービスの種類と様式は合っているか
- サービス提供年月
- 受給者番号と受給者氏名
- 事業者番号
- 利用者確認欄  
(サービス提供報告書は、提供者・利用者確認欄)

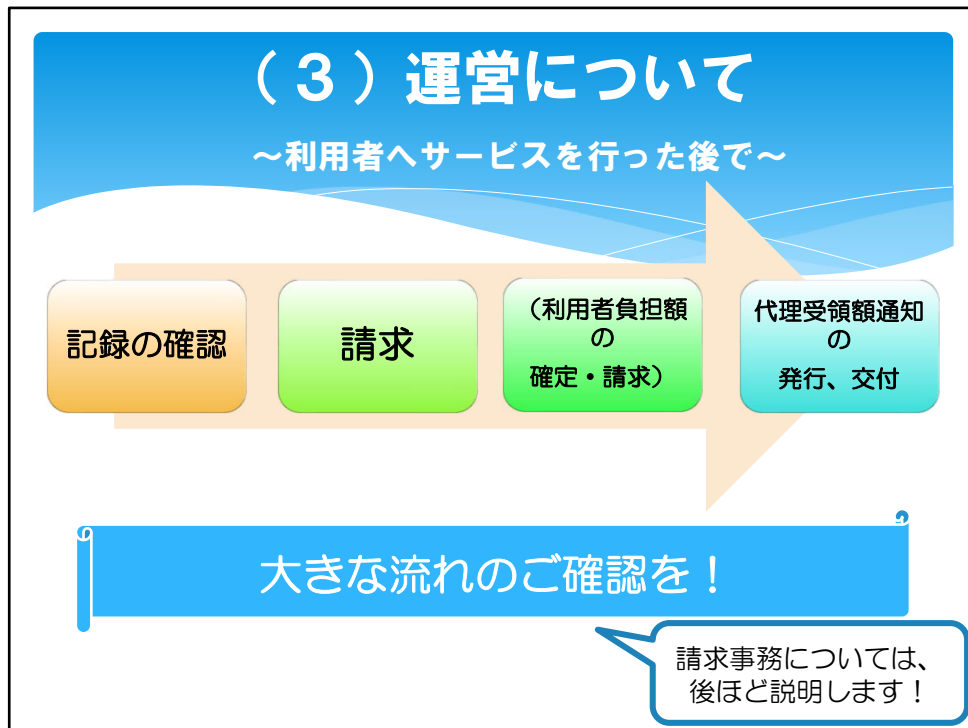
次に、月ごとの請求に係る書類であるサービス提供実績記録票またはサービス提供報告書についてです。  
訪問系サービスと移動支援サービスで名称は異なりますが、同じ役割を果たします。

日ごとの計画時間を記載し、実際にサービスを行った際に実績内容を記載し、利用者に確認していただきます。

計画したサービス時間等に大幅な変更が生じ、なおかつ必要なサービス提供を行う場合は、計画変更が必要です。  
計画時間を修正したうえで実績時間を記載してください。

なお、すべての記録に共通することですが、記録はボールペン等の消えないもので記載し、訂正する場合は二重線をひいて行ってください。  
利用者確認を受けている記録の訂正には、利用者印を受けるなど、利用者確認を受けたことがわかるようにしてください。  
書類の改ざんを疑われないようにするため、修正液、修正テープ、消せるボールペン等は使用しないでください。

これらの書類についても、運営指導で確認させていただく書類の一つになります。



サービス提供終了後の流れとして、利用者負担額の確定及び代理受領額通知の部分について説明します。  
請求事務については、後ほど説明します。

# (3)運営について

～支払決定額及び利用者負担額の確認～

- ・「介護給付費等明細書」(訪問系)
- ・「利用者負担額確定リスト」(移動)の

「決定利用者負担額」を確認

↓  
利用者負担額の請求・領収  
(請求書・領収書の作成・交付)

※かながわ自立支援給付等支払システムの場合(移動)  
→「利用者負担額確定リスト」は、審査月の月末にダウンロード出来ます。

利用者ID	氏名	性別	年齢	決定額
123456	田中 太郎	男	65	1,500
789012	佐藤 花子	女	72	2,000

項目	単位数	単価	金額	決定額
介護給付	10	150	1,500	1,500
訓練等給付	5	400	2,000	2,000
地域生活支援	2	1,000	2,000	2,000
障害児給付	1	3,000	3,000	3,000
合計			8,500	8,500

まず、支払決定額と利用者負担額の確認です。

訪問系サービスは「介護給付・訓練等給付費等明細書」、移動支援は「利用者負担額確定リスト」にて確認します。

移動支援はリスト内の「管理結果後利用者負担額」の欄をご確認ください。

利用者負担額が発生する方については、領収書の発行・交付が必要です。領収書に対する請求書は、基準上明記されてはいませんが、事業所の経理事務を行う上では発行することが望ましいです。

上限額管理が必要な事業所や、訪問系サービスと移動支援サービスの両方を使われている方は、単純に1割分の利用者負担額にならない場合もありますので、必ずこの書類で金額を確認してから、利用者負担額の徴収をしてください。

## (3) 運営について

居宅介護指定基準：第23条  
移動支援実施要綱：第9条→居宅介護指定基準を準用

### \* (代理受領額通知書) の発行

市町村から介護給付費等の支払を受けた場合、代理受領額通知書で利用者に通知しなければなりません。

#### 必要項目

- 総費用額
- 介護給付費等請求額
- 利用者負担額
- 発行日 (給付費の受領後)

任意  
様式

代理受領額  
通知書

利用者負担額の発生の有無に関わらず、  
必ず利用者への交付が必要です

次に【代理受領額通知書】についてです。

給付費の受領は、利用者に代わって事業所が行う代理受領方式を基本としています。ほとんどすべての利用者になると思いますが、これらの方々に対する介護給付費等について、市町村から支払いを受けた場合は、その額を利用者に通知する義務があります。

これは、代理受領を行うと、給付費の額を利用者が知る手段がないため、通知する必要があるものです。

通知については、毎月給付費を受領後(給付費が振り込まれた後＝15日前後)、代理受領額通知書を作成して、利用者に交付してください。

決められた様式はありませんが、必要項目として、総費用額、介護給付費等請求額、利用者負担額等を記載してください。

また、総費用算出の根拠となる、サービスの内容(身体介護1時間を2回など)や、処遇改善加算等の情報についても記載してください。

算出の内容がわかるようにすることが重要なので、サービスの内訳等を記載するのではなく、明細書の写しを添付しても構いません。

### (3) 運営について

～代理受領額通知書・例～

平成23年9月16日

〒###-#### 横浜市青葉区▲▲町1-1 横浜 太郎 様

〒###-#### 横浜市青葉区▼▼町1-2-3 ◆ヘルパーステーション  
TEL. 045-###-#### FAX. 045-###-####

代理受領額通知書

受給者番号	999999999
受給者氏名	横浜 太郎
利用者氏名	横浜 花子

下記のとおり、障害福祉サービスに要した費用を代理受領しましたので、お知らせいたします。

サービス提供年月	平成23年7月
市町村名	横浜市
受領日付	平成23年9月15日
受領金額 (1)-(2)	47,182円
総費用額 (1)	52,425円

<内訳>	サービスコード	単位	×回数	＝合計単位	総費用額
居宅介護	(111113)	402	× 4	＝ 1,608	¥ 17,044
身体介護	(111119)	584	× 1	＝ 584	¥ 6,190
家事援助	(118113)	197	× 5	＝ 985	¥ 10,441
					¥ 0
移動支援事業	(113141)	600	× 2	＝ 1,200	¥ 12,000
移動介護	(113151)	675	× 1	＝ 675	¥ 6,750
合計					¥ 52,425

利用者負担額 (2)	5,243円		
総費用額の1割	5,243円	上限額	9,300円

費用内訳は、明細書の添付に代えても可

- ・ サービス内容
- ・ 時間数の内訳
- ・ 各利用回数
- ・ 単位数 等

【訪問系】  
介護給付費等  
明細書

【移動支援】  
※明細書の出力は  
ありません

こちらは代理受領額通知書の様式例です。  
必要時にご確認ください。

移動支援は請求額確定後の明細書が出力されません。  
サービス内容とサービス費用内訳がわかるように記入していただき、利用者負担額は「利用者負担額確定リスト」の管理結果後利用者負担額の内容を記入してください。

## (4) 適正な請求に向けて

### ( 計画 ) に基づいたサービス費の算定

サービス提供時間は、実際の時間で算定するのではなく、居宅介護等計画書に基づいて行われる**計画時間**に基づいて算定します。

計画と実際に要した時間に・・・

**大幅なかい離がない場合、計画時間は修正しません。**

令和3年10月分		居宅介護サービス提供実績記録票												
支給者証番号	0123456789	支給決定障害者等氏名 (障害児氏名)								横浜 太郎		事業所番号	1	
契約支給量	身体介護 28時間										事業者及びその事業所	よこば		
日付	曜日	サービス内容	開始時間	終了時間	計画時間数	乗降	開始時間	終了時間	時間	乗降	派遣人数	急病時対応加算	福祉専門職員等派遣加算	利用者確認欄
			9:00	10:00	1		9:00	10:00	1		1			横浜
			10:15		1.5									横浜
			9:00	10:15	1.5		9:00	10:15	1.5		1			横浜

修正した場合は、利用者印を受けるなど、利用者確認を受けたことがわかるようにしてください。

**大幅なかい離があった場合、計画時間を修正します。**

令和3年度からの様式は「利用者確認欄」に変更されました。記名か押印を求めてください。(横浜市の取り扱い)

ここからは、適正な請求に向けて、サービスの時間算定の考え方を説明していきます。まず【計画】に基づいたサービス費の算定です。サービスの算定時間は、実際に要した時間により算定されるのではなく、居宅介護等計画書に基づいて行われる**計画時間**に基づいて算定します。

例えば30分の計画時間のサービスを35分提供しても、請求実績として考える算定時間は30分です。

ただし、計画時間に大幅なかい離がある場合は、計画時間を変更して提供したものとして、上位あるいは下位の算定時間に変更して請求することができます。

利用者確認について、居宅介護等の実績記録票の様式は、令和3年度から利用者確認欄に変更されました。

利用者確認欄には記名か押印を求めてください。

移動支援のサービス提供報告書については、令和4年度から「提供者印」、「利用者印」の欄を「提供者」、「利用者」に変更しました。

どちらも記名か押印を求めてください。

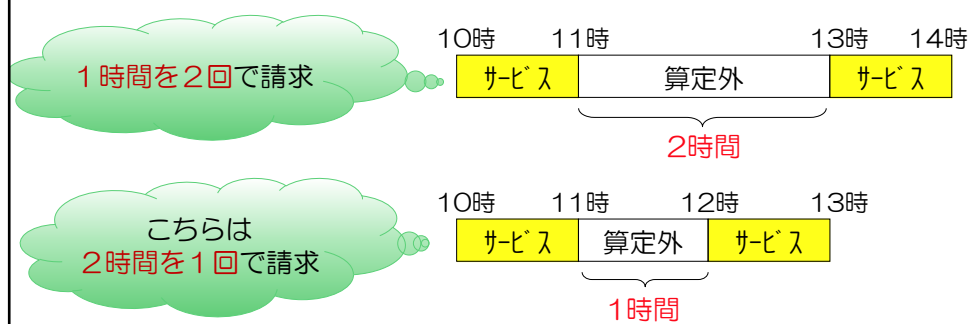


## (4) 適正な請求に向けて

### \* 居宅介護等の所要時間

#### 訪問系・移動介護共通ルール

同一サービスを複数回提供する場合に、サービス提供の時間を**2時間以上間を空けて**提供した場合は、**2回に分けて請求が可能です**。ただし、間の時間が**2時間に満たない場合は、前後の時間を1回として算定します**。



次に、所要時間の考え方です。

訪問系サービスと移動支援の移動介護において、同一サービスを複数回提供する場合、1回ごとのサービスの間は、原則2時間以上空けなければなりません。2時間空いていない場合は、前後の時間を通算して1回として算定します。

サービス提供中に、ヘルパーが運転していて介助をしていない時間や、待機のみで具体的な介助を全く行っていない時間等は算定外になり、その場合も2時間空いていない場合と同様です。

前後の時間を合わせての請求(いわゆる「中抜き」となりますが、2時間以上空いた場合については2回に分けて請求することが可能になります)。

行動援護については1日につき1回しか算定できないこととなっているので、サービス提供の間の時間が2時間以上空いていたとしても、1日に複数回の行動援護を行った場合には、通算した時間数を算定します。

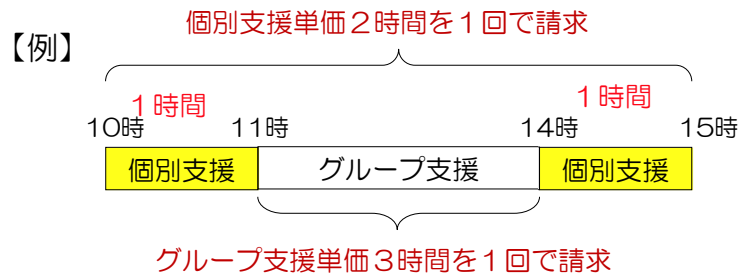
通学通所支援についても、2時間ルールは適用されませんので、行き帰りそれぞれで請求してください。

## (4) 適正な請求に向けて

### \* 居宅介護等の所要時間

～移動介護「グループ支援」の場合の例外～

グループ支援の前後に連続して個別支援を行う場合は、グループ支援の時間数に関わらず、前後の個別支援時間は、合わせて1回のサービスとして請求します。



ただし、移動介護のグループ支援と、個別支援を組み合わせたサービス提供を行った場合については、所要時間の考え方の例外となるのでご注意ください。

## (4) 適正な請求に向けて

### \* 算定時間の考え方の注意

#### ➤ 所要時間の算定

サービスの最小単位は**30分**。  
**(20分)**以上の支援内容にて、最小単位の算定可能

#### ➤ 算定外のサービス

内容によっては障害福祉サービスとして提供できないものがあります。以下は一例です。

【例】 病院の診察室、リハビリ室での介助  
ヘルパーが運転する車の乗車時間 等

その他、算定時間の考え方の注意点です。

サービスの最小単位は30分です。【20分】以上の所要時間があった場合に算定できます。夜間、深夜、早朝加算はこの限りではありませんが、30分が有効に活用されるよう計画に位置付けて提供していただくようお願いします。

また、算定外になってしまう支援内容の一例として、通院時の診療室・リハビリ室での介助があります。

院内の介助は基本的に病院側のスタッフにより行われるべきです。スタッフが対応できないと認められる場合には院内介助の時間を算定「可」としていますがスタッフが必ずいる診療室内等は具体的な支援があっても算定不可としています。

ほかに、ヘルパー自身が運転を行っている時間など、ヘルパーが確実に支援をしていない場面は算定外になります。

## (5) 加算の算定要件

対象：  
訪問系サービス  
移動介護

### \* 早朝・夜間・深夜加算

早朝・夜間・深夜について、実際にサービスを提供した時間帯の算定基準により、基本単価に上乗せされる加算。

0時	6時	8時	18時	22時	0時
深夜	早朝夜間	日中	早朝夜間	深夜	

	早朝加算・夜間加算	深夜加算
訪問系サービス	所定単位数の 25%	所定単位数の 50%
移動介護	30分ごとに 23単位 (グループ支援は別途設定)	30分ごとに 46単位 (グループ支援は別途設定)

ここからは、各種加算の算定要件について確認していきます。

早朝・夜間・深夜の加算は、実際にサービス提供を行った時間帯の算定基準により算定することができます。

時間帯については、図の通りです。

8時～18時は日中

18時～22時は夜間

22時～6時は深夜

6時～8時までは早朝になります。

なお、行動援護、通学通所支援には、早朝・夜間・深夜の加算はありません。

## (5) 加算の算定要件 (訪問系サービスのみ)

### \* 初回加算

新規の利用者に対してサービスを行った月に算定できる、居宅介護計画作成等のサービス提供責任者の労力に対する加算。

#### 《算定要件》

- ▶ 初回又は初回のサービス提供の日が属する月に、サービス提供責任者が提供を行った場合又はサービス提供責任者以外の提供にサービス提供責任者が同行した場合
- ▶ 該当の利用者が過去2か月に当該事業所からサービス提供を受けていない場合も対象



サービス提供責任者が自ら提供した場合、  
又は従業者のサービス提供に同行した場合は、  
その旨を記録しておく必要があります。

こちらは、訪問系サービスのみを対象とした加算についてです。

まず、「初回加算」ですが、これは、新規の利用申し込みがあった場合の契約、アセスメント、居宅介護計画作成、初回サービスの対応等のサービス提供責任者の労力に対する加算です。

直近2か月間利用がなかった利用者に対して、改めて同様のサービス提供を行った場合も初回加算の対象になっています。

## (5) 加算の算定要件 (訪問系サービスのみ)

### \* 緊急時対応加算

利用者等からの要請により、緊急時の対応やサービス提供を行った際に算定できる加算。

#### 《算定要件》

- 緊急対応要請から、24時間以内にサービス提供を行った場合
- サービス提供責任者が緊急対応要請にそった計画の変更を行う
- 定期的に訪問することになっていない居宅介護を緊急で行う
- 算定に係る対応内容(要請のあった時間や内容、サービス提供の時刻及び加算対象であること)を記録
- 1度の要請につき1回の算定、また月に2回(※)まで



※ 月に3回以上の緊急時対応を妨げるものではありません。

次に、緊急時対応加算です。

利用者からの急な要請により、緊急時の対応やサービス提供を行った際に算定できる加算です。

算定要件はスライドの通りですのでご確認ください。

なお令和6年4月の国の報酬改定により、加算の一本化が行われましたので、詳細は厚労省のHPにて、ご確認ください。

## (6) 必要な届出・報告

### \* 変更の届出

- 事業所の届出事項（管理者やサービス提供責任者の変更も含む）に変更があった場合、概ね（10日）以内に提出してください。

### \* 休止・廃止・再開の届出

- 休止・廃止の（一か月前）までに提出してください。
- 休止・廃止時点で利用者がいた場合は**利用者の引継経過**を追加提出してください。

ここからは、必要な届け出・報告について説明します。

指定申請時に届け出た内容に変更が生じた場合には、おおむね【10日】以内に変更届の提出が必要になります。

訪問系サービス、移動支援サービスの双方を実施し、両方の内容が変更になる場合は、それぞれに届け出が必要になりますのでご注意ください。

また訪問系サービス、移動支援サービスでは、届出の申請様式が異なりますので、申請時にお間違えの無いようお願いいたします。

届出は「横浜市電子申請システム」での提出となります。

そして、休止・廃止・再開をする場合にも届け出が必要です。

休止・廃止をする場合は、実際に事業を停止する【一か月前】までに所管課へ提出してください。

その際、利用者がある場合は、利用者をどのように、どの事業所へ引き継いだかを明記して追加提出することとなっています。

## (6) 必要な届出・報告

### \* 事故報告書

以下のような事故が起きた際には、横浜市への事前報告（電話）及び事故報告書の提出（FAX不可）が必要です。  
また、支給決定を行う区役所へも必要に応じて報告が必要です。

《例》

死亡、骨折、誤嚥、食中毒、感染症、所在不明、  
利用者の不利益につながる職員による犯罪行為、  
その他（利用者の身体に重大な影響を及ぼすもの）

続いて、事故報告についてです。

サービス提供中、または、サービス提供に係る事項で資料にあるような事故が起きた場合は、事故報告が必要です。

また、支給決定を行う区役所へも必要に応じて報告が必要です。

報告の流れは、電話で第一報をいただき、その後、事故報告書を郵送で提出していただきます。

事故報告書の提出後に動きがあるようでしたら、後日追加報告という形で再度報告書を提出していただければと思います。



## (7) 不適切な運営について

～昨年度の運営指導から～

» 運営基準の指摘が多数ありました。

- ・ 居宅介護等計画書の未作成、未更新
- ・ サービス提供記録の未作成、内容の不足
- ・ 実績記録票の算定時間記載不備
- ・ 契約サービスに対応する契約書の不存在
- ・ 変更届の未提出
- ・ 代理受領通知の未発行 等

不適正な  
運営  
(改善指導)

不適正な  
請求  
(返還対象)

- ・ 診察室内や美容室の待ち時間を算定
- ・ 最小時間20分未満で0.5時間を算定
- ・ 資格要件を満たさないヘルパーがサービス提供  
(例：ヘルパー2級の資格で全身性ガイドヘルプ)
- ・ 加算要件を満たさない状態での算定 等

ここまで、事業所の運営についてご説明してきました。

こちらは、運営指導で多く指摘させていただいた「不適正な運営」「不適正な請求」の一部です。

詳しくは後ほど説明させていただきます。

これで運営基準については以上になります。

## 2 請求事務について



続きまして、請求事務についてご説明します。

## 請求事務について

サービス種別によって、請求方法が異なります！

**障害福祉サービス**（居宅介護等の訪問系サービス）

- **電子請求受付システム(全国標準システム)で請求**
- **サービス提供実績記録票を作成し、事業所で保管**

**地域生活支援事業**（移動支援）

- **電子請求受付システム(全国標準システム)と、かながわ自立支援給付費等支払システムで請求**
- **令和5年3月サービス提供分以前の請求については、作成したサービス提供報告書の写しを市へ送付**

最初に、各請求で使用するシステムについて確認します。

居宅介護などの障害福祉サービスは電子請求受付システムで請求を行います。請求の際にはサービス提供実績記録票のデータを作成しますが、利用者の確認を受けたサービス提供実績記録票そのものは事業所内で保管することとなります。

地域生活支援事業の移動支援は、「電子請求受付システム」と「かながわ自立支援給付費等支払システム」で請求を行います。

移動支援の請求方法については、後ほどご説明します。

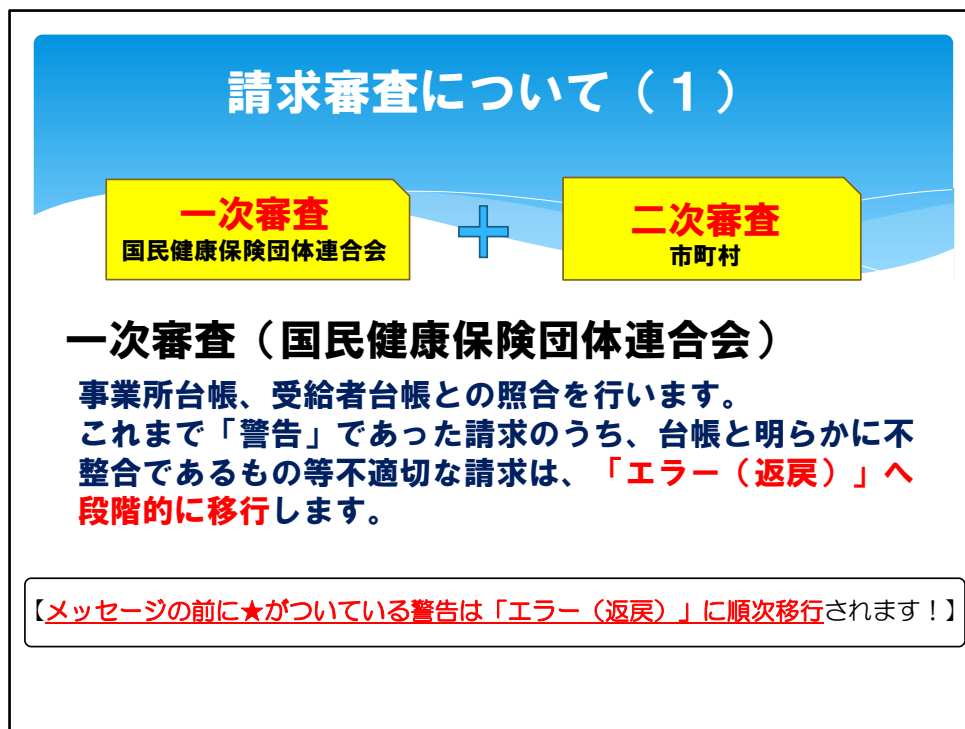
利用者の確認を受けたサービス提供報告書原本は、訪問系サービスと同様に事業所内で保管することとなります。

請求の流れ			
全国標準システム (訪問系)		かながわ自立支援給付費等支払システム 全国標準システム (移動支援)	
＜請求期間＞ 1日～10日			
10日 24時 まで	◆ システムの請求情報の登録（10日24時まで）	10日 24時 まで	◆ システムへの請求情報の登録 ◆ サービス提供報告書の写しを横浜市あてに郵送（※） ※令和5年4月サービス提供分以降は <b>郵送不要</b>
＜審査結果通知＞ 25日～翌月1日			
29日 頃	◆ <b>当月審査結果通知</b> 及び 支払決定通知 ➢ 請求内容の確認 ➢ （必要に応じて）「過誤 申立→再請求」	29日 頃	◆ <b>当月審査結果の通知</b> ➢ 請求内容の再確認 ➢ （必要に応じて）「過誤申立→ 再請求」
＜支払＞ 翌月15日（15日が土日祝のときは直前の平日）			
※ 詳しくは、「横浜市障害者ヘルパー事業所運営ガイド」をご覧ください。			

次に、請求スケジュールの確認です。

毎月、スライドに記載している通り請求の受付と審査を行っています。

こちらの表について詳しいものを、運営ガイドの該当ページに掲載していますので後ほどご確認ください。



では、請求審査について説明します。

毎月1日～10日の間にいただいた請求について、国保連が一次審査を行います。

一次審査では、主に事業所台帳の情報や受給者台帳の情報との形式的な突合作業を行い、不整合について、「エラー（返戻）」や「警告」としてその結果を事業所に通知します。

「警告」が出ている請求については「返戻」ではないため、請求そのものは確定して支払いが行われます。

ですが、何らかの不整合が生じている状態ですので、必ず警告内容の確認をして、請求情報が誤っている場合は過誤・再請求を行ってください。

## 請求審査について（２）

### 二次審査（市町村）

国保連の一次審査で警告となったもの等について主に内容面で不適切な請求でないか審査を行います。

- ・ 支給量オーバーチェック → 否決
  - ・ 重複提供チェック
  - ・ 利用者負担チェック
- 修正が必要な場合は過誤再請求等の対応を！

#### ■月々スケジュール

27～29日頃 該当事業所へ通知を送付（訪問系サービス）  
届いたら内容を確認し確実に処理を行ってください！

国保連の一次審査を経て「警告」となっているものについて、市町村が二次審査を行います。横浜市の二次審査では主に「支給量オーバーチェック」、「重複提供チェック」、「利用者負担チェック」の3点について、結果を通知しています。

「支給量オーバーチェック」は、決定された支給量に対し、請求されたサービス提供量を合計するとオーバーしてしまう場合、請求情報を否決とし、事業所にてサービス提供量の再確認をさせていただいています。

「重複提供チェック」は同一利用者に対するサービス提供時間が他事業所や他のサービスと重複している場合、そして「利用者負担チェック」は定められた利用者負担額とは異なる内容で請求された場合に、通知をお送りして確実に修正対応をさせていただくことを目的としています。

これらの審査結果は「警告」であり支払がされてしまうため、誤った請求の場合は、過誤・再請求をしていただく必要があります。

訪問系サービスについては、毎月27日～29日頃に通知を送付していますので、届きましたら必ず内容を確認し、確実に処理等を行ってください。

いずれの場合も、正しく請求を行っている事業所へも通知が送付されますので、関係事業所の手間を増やすことのないよう、請求の際には内容に誤りがないか丁寧に確認を行うようお願いいたします。

同一事業所において毎月のように本通知をお送りしているところもございますので、より一層ご注意ください。

## 請求審査について（訪問系）（2）

### 二次審査（市町村）

#### ◎「利用者負担チェック」についてのエラー

- ①上限額管理事業所が提出する管理結果票と、異なる利用者負担額で請求している。
- ②上限額管理事業所の管理結果票未提出
- ③利用者負担額0円の利用者において、総費用額の1割を請求している。

※通知が届いたら、内容を確認し確実な処理をお願いします。

特に利用者負担チェックは、利用者から過大に負担額をとってしまっている可能性があるため、確認と対応が必要です。

この通知は、利用者負担額の請求を誤っている可能性もある事業所と上限額管理事業所に送付しています。

事業所間で連絡をとり、請求額の確認を行ってください。

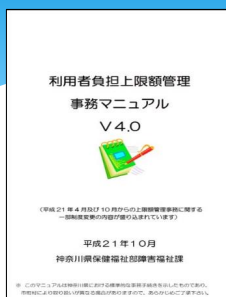
利用者負担チェックにて、特に多いエラー原因としては、①事業所が請求する際に、上限額管理事業所が提出している管理結果票と、異なる利用者負担額で請求していること。

②上限額管理事業所が管理結果票を未提出であること。

③利用者負担額が0円の利用者において、総費用額の1割を請求していることが挙げられます。

通知が届いた場合は内容を確認し、確実な処理をお願いいたします。

## 上限額管理事務について



上限額管理事務が必要な場合は、神奈川県作成のマニュアルをよく読んで、事務をおこなってください。

マニュアル及び帳票は、QRコードもしくは、下記からダウンロードしてください。



### ● マニュアル等のダウンロード先

障害福祉情報サービスかながわ

<https://shougai.rakuraku.or.jp/search-library/lower-3-3.html?topid=11&id=6>

「書式ライブラリ」→「8. 障害者総合支援法・児童福祉法等に関する情報」→「1 【H24年10月以前】障害者総合支援法に関するお知らせ（事業者向け）」

関連して、上限額管理についても確認をさせていただきます。

上限額管理は、1人の利用者に複数事業所がサービス提供を行っている場合、利用者が上限額を超えて利用者負担額を支払うことがないように、事業所間で調整を行っていただくものです。

上限額管理事業所を1か所定めて、そこが中心となって事務を行います。その他の事業所についても別途事務が発生します。

上限額管理が必要な利用者かどうか、どこの事業所が上限額管理を行っているかは、サービス受給者証に記載されています。

上限額管理の事務処理については、神奈川県からマニュアルが発行されていますので、こちらをよく読んで事務を行うようにお願いします。



## よくある請求間違い

### 《訪問系サービス》

- サービスコードの間違い（例：「身体介護を伴う通院等介助」を「身体介護を伴わない通院等介助」のサービスコードで請求）
- 提供年月、事業所番号、市区コード、受給者番号の間違い
- 支給期間外のサービス提供、支給量の超過 等

**⇒受給者証(および事業者記入帳)の記載内容をよく確認！**

こちらはよくお問合せいただくエラーの内容です。

サービスコードや受給者証番号の誤りなど、受給者証をよくご確認ください。防げる内容も多くなっていますので、必ず最新の受給者証をご確認のうえで請求を行っていただくようお願いします。

特に市町村番号が受給者証に記載の番号と違ったり、重度訪問介護のコードの誤り等が散見されます。

エラーが出た場合は内容をよく読み、受給者証と請求内容を照らし合わせ、各項目に間違いがないか確認した上でなお不明な点がございましたらお問い合わせください。

## 請求事務について（移動支援）

### ■「請求情報作成ツール」で請求情報を作成

#### 請求情報作成ツールで明細書情報を作成

- ・令和5年4月サービス提供分以降については、サービス提供実績記録票の内容から明細書情報を作成できます。  
詳細は請求情報作成ツール操作マニュアルを確認してください。

### ■「電子請求受付システム」への登録

#### 明細書情報の登録（翌月1日～翌月10日）

- ・請求情報作成ツールで作成した明細書情報のCSVデータを登録

### ■「かながわシステム」への登録等

#### サービス提供実績記録票の登録（翌月1日～翌月10日）

- ・サービス提供年月によって、対応方法が異なります。  
次のページをご確認ください。

ここからは、移動支援の請求について説明します。

移動支援の請求は、「請求情報作成ツール」で請求データを作成して、「電子請求受付システム」と「かながわシステム」に登録します。

まず、請求情報作成ツールでサービス提供実績記録票登録を行います。次に、明細書情報を登録します。

明細書情報については、登録したサービス提供実績記録票の内容から作成することができますので、詳しくは、「請求情報作成ツール操作マニュアル」をご確認ください。

作成した明細書情報のデータは「電子請求受付システム」に、サービス提供実績記録票のデータは「かながわシステム」に登録していただきます。

かながわシステムへの登録は、サービス提供年月によって対応が異なります。詳しくは次のページをご覧ください。

## 請求事務について（移動支援）

### ■「かながわシステム」への登録等

#### 【令和5年4月サービス提供以降】

サービス提供実績記録票のCSVデータを登録

#### 【令和4年10月から令和5年3月サービス提供分】

請求情報作成ツールでサービス提供実績記録票を作成することができません。明細書情報の登録と、サービス提供報告書の写しの提出（郵送）が必要です。

#### 【令和4年9月サービス提供以前】

システムで請求情報を作成できません。個別対応が必要ですので、横浜市へご連絡ください。

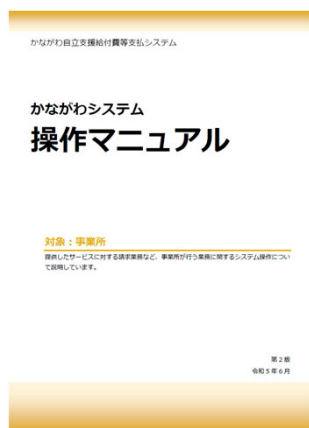
令和5年4月サービス提供分以降については、請求情報作成ツールで作成したサービス提供実績記録票のデータをかながわシステムに登録します。

令和4年10月から令和5年3月サービス提供分については、請求情報作成ツールでサービス提供実績記録票を作成することができません。  
そのため、請求明細書情報登録は手入力していただきます。また、サービス提供実績記録票が登録できないので、サービス提供報告書の写しを郵送していただく必要があります。

令和4年9月サービス提供分以前（旧単価10.96円）のものについては、システムで請求登録ができません。横浜市と事業所間で直接請求のやり取りをすることになります。請求漏れや過誤申し立てに伴う再請求等で、令和4年9月サービス提供以前の請求が発生する場合は、横浜市へご連絡ください。

## 請求事務について（移動支援）

### ■「かながわシステム」への登録方法、 エラーコード・対処方法の一覧について



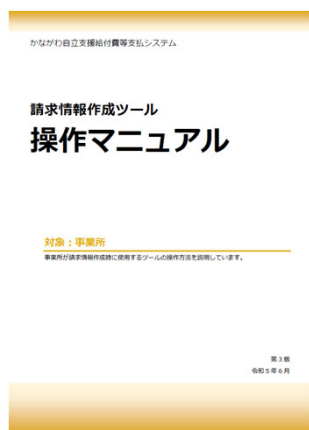
かながわシステムへの登録方法等の詳細は…

かながわシステムに掲載している『**かながわシステム操作マニュアル**』を確認してください。

かながわシステムへの登録方法や、エラーコード等、詳細については、かながわシステムの「マニュアル等ダウンロード」に掲載されている「かながわシステム操作マニュアル」をご確認ください。

## 請求事務について（移動支援）

### ■ 「請求情報作成ツール」での登録方法



請求情報作成ツールでの登録方法の詳細は…

かながわシステムに掲載している『**請求情報作成ツール操作マニュアル**』を確認してください。

また、請求情報作成ツールについても、かながわシステムの「マニュアル等ダウンロード」に掲載されている「請求情報作成ツール操作マニュアル」をご確認ください。

## 請求事務について（移動支援）

### その他、かながわシステムには…

- ・かながわシステム概要マニュアル
- ・請求情報作成ツール操作マニュアル補足版
- ・電子請求受付システム操作マニュアル
- ・システム操作におけるQ&A など

請求登録に関するマニュアルが掲載されています。**必ずマニュアルを確認してから、請求業務を行ってください。**

そのほか、かながわシステムには、「かながわシステム概要マニュアル」「電子請求受付システム操作マニュアル」等、請求登録について詳しく記載されているマニュアルが掲載されています。

初めてかながわシステムを操作する場合や、システムを操作しているなかで不明点がある場合は、かながわシステムに掲載されているマニュアルを必ず確認してから請求業務を行っていただくようお願いいたします。

## サービス提供報告書の記入方法・提出方法等

記入例		【横浜市事務支援事務局】 サービス提供報告書（標準文書型）	
サービス提供内容	サービス提供時間	サービス提供回数	サービス提供時間
1	10:00 - 12:00	1	11:00 - 12:00
2	7:00 - 9:00	1	8:00 - 9:00
3	8:00 - 11:00	2	8:00 - 11:00
4	9:00 - 11:00	2	9:00 - 11:00
5	10:00 - 12:00	1	10:00 - 12:00
6	10:00 - 12:00	1	10:00 - 12:00
7	11:00 - 12:00	1	11:00 - 12:00

サービス提供報告書を提出する際には、横浜市HPに掲載している『サービス提供報告書』に記載されている、記入方法・提出方法をご確認ください。

※サービス提供報告書の記入例や提出書類の並び順、早朝・夜間・深夜加算の考え方等、請求をするうえで重要な情報が記載されていますので、**必ずご確認をお願いします。**

### 【検索方法】

- ①横浜市HPのサイト内検索にて「ガイドヘルプ」で検索
  - ②検索結果の2番目の「ホームヘルプ・ガイドヘルプサービス」をクリック
  - ③「サービス提供報告書」のリンクをクリック
- もしくは上記のQRコードからご確認ください



次に、サービス提供報告書についてです。

- ・サービス提供報告書の様式は横浜市のホームページに掲載しています。
- ・書き方や算定のルール、提出方法も書かれているので必ずご確認ください。

## 過誤申立について①

確定した請求情報に誤りがあった場合は「過誤申立」が必要です。

### 【電子申請フォーム】

横浜市電子申請・届出サービス

(<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/portal/home>)にて「過誤申立」と検索。

もしくは、こちらのQRコードからアクセスしてください。→



訪問系サービス、移動支援事業ともに、

**「全国システム用」から申し立てを行ってください。**

【申立締切日】月の最終開庁日前日23時59分まで

【受付時間】原則24時間

【再請求期間】申立日翌月(締切日までに過誤申立を行った場合)

請求した情報に誤りがあった場合は「過誤申立」が必要です。

本市では「横浜市電子申請・届出サービス」を通じて過誤申立を受け付けています。

訪問系サービス、移動支援事業ともに「全国システム用」から過誤申し立てを行っていただきます。

申立の締切は当月の最終開庁日の前日までであり、締切までに申立てを行ったものについて翌月に再請求が可能となります。



## 過誤申立について②

**※以下の場合には過誤取消の処理が行われません。**

- \* 申立フォームが誤っている。
- \* 事業所番号や受給者証番号、審査月等の入力した情報が誤っている。

⇒過誤申立を行ったのに再請求ができない場合は、電子申請・届出サービス内の「状況照会」から申立内容の確認を！

※本市HP「ホームヘルプ・ガイドヘルプサービス」のページに、過誤申立時の注意点をまとめた資料を掲載していますので、申請の前にご確認ください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/fukushi-kaigo/fukushi/service/houmon-guide.html>

上記URLもしくは、こちらのQRコードからご確認を→



次のような場合は過誤取消の処理が行われませんので注意してください。

ひとつは、“訪問系サービスの過誤申立を「かながわシステム用」のフォームで行っている”等の誤ったフォームで申請を行った場合です。もうひとつは、事業所番号や受給者証番号等の入力内容に誤りがある場合です。いずれも正しく過誤処理が行われず再請求ができませんのでご注意ください。

本市HPには、過誤申立時の注意点をまとめた資料を掲載していますので、申請の前によくご確認いただくようお願いいたします。

なお、「過誤申立を行ったのに過誤取消がされておらず再請求ができない」という場合は、今ご説明した誤りがある可能性が高いので、電子申請・届出サービス内の「状況照会」から申立内容の確認を行い、誤りを修正して再度申立てを行ってください。

特に注意が必要な点として、居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護は、いずれか1つのサービスの過誤申請をした場合、これらのすべてのサービスが取り下げになります。

例えば同じサービス提供月の「居宅介護」「同行援護」をそれぞれ過誤申請すると「過誤重複」というエラーになります。申請画面ではサービス名称は1つしか選べませんが、該当サービスのうち1つをプルダウンで選んでください。

よって、居宅介護と同行援護を利用している方の居宅介護の請求に誤りがあり過誤申請する場合、同じ提供月の同行援護も請求が取り下げられてしまいます。再請求の際には居宅介護と同行援護両方を請求する必要がありますのでご注意ください。

## 請求事務関係の問合せ先

知りたい項目	訪問系	移動支援
請求システムの操作方法 (問合せ前に、マニュアルやトラブルシューティングを必ず確認してください)	<b>国保中央会電子請求ヘルプデスク (障害者総合支援法)</b> TEL : 0570-059-403 FAX : 0570-059-433 又は <b>神奈川県国民健康保険団体連合会</b> TEL : 045-329-3416 FAX : 045-329-3418	<b>神奈川県国民健康保険団体連合会</b> TEL : 045-329-3416 FAX : 045-329-3418
給付費の振込内容等	<b>神奈川県国民健康保険団体連合会</b> TEL : 045-329-3416 FAX : 045-329-3418	
受給者情報 (支給決定内容、上限管理事業所登録等)	<b>受給者証の発行区</b> (受給者証(八)面に連絡先の記載有)	
契約・請求エラー① 支給決定情報に関するもの (EG系)	<b>横浜市健康福祉局障害自立支援課</b> (FAX共通 : 045-671-3566)	
	<b>居宅サービス担当</b> TEL : 045-671-2402	<b>移動支援係</b> TEL : 045-671-2401
契約・請求エラー② 入力内容や伝送したファイル関係 (EG系以外のエラー)	<b>神奈川県国民健康保険団体連合会</b> TEL : 045-329-3416 FAX : 045-329-3418	

上記に請求関係の問い合わせ先をまとめていますが、エラーの多くは、事業所側で確認いただければ原因が分かるエラーです。  
必ず通知やマニュアル等をよく確認したうえでお問い合わせください。

### **3 横浜市の事業所指導**

まず初めに、横浜市の事業所指導の概要についてご説明いたします。

## 横浜市の指導・監査の実施形態

指導	集団指導	指定障害福祉サービス事業者等に対して、必要な指導の内容に応じ、一定の場所に集めて講習等の方法により行う。
	運営指導	法令等の基準に定めるサービスの取扱い、給付費の請求等について周知徹底することを方針として、指定障害福祉サービス事業者等の事業所において実地で行う。
監査		サービスの取扱いや給付費の請求等について、基準違反、不正又は著しい不当等が認められる場合若しくは疑われる場合において、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置をとることを主眼として行う。



横浜市が実施する指導・監査の形態はスライドのとおりです。

事業所指導は、法令等の基準に定めるサービスの取扱いや給付費の請求等について確認・周知することを方針としています。

基本的には事業所を訪問して行う「運営指導」と、今回お越しいただいている「集団指導」の二つにより実施しています。

## 集団指導について



### ☆横浜市のルールを確認する場

- ・各事業者が統一したルールで利用者を支援する

### ☆事業経営者としての責任を再確認する場

- ・ヘルパーの管理や指導を適切に行う

### ⇒確認しておくことで・・・

- ・不適切な請求を防ぐことができ、安定した事業所運営につながる！
- ・よりよい支援を行うことで、利用者の安心につながる！

サービスに対する責任を負うのは、各ヘルパーではなく、事業者です。現場の把握をしっかりと行い、適切なサービス提供を行っていただくようお願いします。

本日の集団指導は、事業者の責務を果たしていくために必要な、“横浜市の障害福祉サービスにおけるルール”を確認していただく重要な場です。

障害者総合支援法により、訪問系事業については全国一律のサービス内容として定められていますが、細かい適用や運用については各市町村の裁量に任されている部分があります。

また、移動支援事業については地域生活支援事業ですので、地域ごとの実情を勘案して各市町村がサービス内容等も含めて決定しています。

法改正等で前年度とは変更になっている点もありますので、毎年きちんと最新の情報を確認していただき、横浜市民に対して“統一したルール”で支援をしていただくためにも、必ず出席をお願いしているものです。

サービス提供にあたって責任を負うのは、実際にサービスを行ったヘルパー個人ではなく、事業者です。

集団指導でご説明した内容を元に普段から各ヘルパーの管理や指導をきちんと行っていただくことで、不適切なサービス提供を防ぎ、よりよい事業所運営にもつなげていただければと思います。

## 運営指導について①

### 運営指導の流れ

<b>実施通知</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>・事前に電話で日程調整</li><li>・運営主体あてに実施通知が送付される (概ね実施の1か月前)</li><li>・通知に同封される「事前提出資料」「従業者名簿」 「必要書類一覧」を確認</li></ul>
<b>事前準備</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>・「事前提出資料」「従業者名簿」を作成し、期限までに 原本を提出し、事業所で控えを保管</li><li>・「必要書類一覧」により、当日までに必要書類を準備、 実施場所を確保</li><li>・管理者が同席できるよう予定調整</li><li>・人員体制、運営全般、サービス提供内容、請求事務 等について説明できる方(サービス提供責任者等)の 予定調整</li></ul>

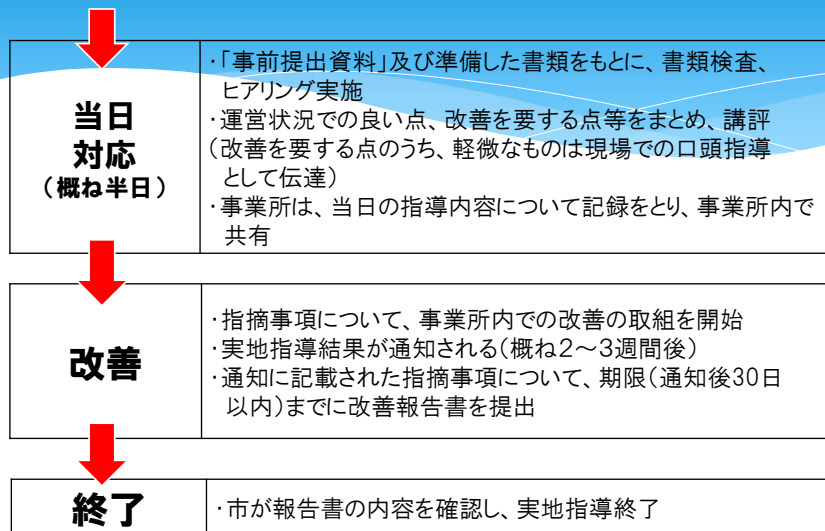
続いて、もう一つの事業所指導である運営指導について説明します。  
概ね3年に1回実施していますので、すでに本市からの運営指導に対応をしていただ  
いた事業所も多いと思います。

訪問系サービス及び移動支援事業所の運営指導は、障害自立支援課が担当していま  
す。

運営指導の流れとしては、記載のとおりです。事前に日程調整をした上で、実施の通  
知を送付します。

事前提出資料の作成や、必要書類の用意、場所の確保等の対応をお願いします。

## 運営指導について②



運営指導当日は、障害自立支援課の職員が訪問します。  
当日の内容や終了までの流れはスライドの通りですので、ご確認ください。

## 運営指導について③

### 運営指導時に確認する資料

#### ■ サービス提供に関する書類

サービス利用契約書、重要事項説明書、アセスメント票、居宅介護計画等、サービス提供の記録 等

#### ■ 請求に関する書類

サービス提供実績記録票又はサービス提供報告書、介護給付費等明細書又は支払決定明細兼利用者負担額明細書、代理受領額通知等

#### ■ 事務運営に関する書類

事業者指定通知書、運営規程、定款、変更届、従業員の資格を証明する書類、雇用契約書 等

#### ■ その他

各種マニュアル(個人情報保護、事故対応、緊急時対応、苦情処理他)、加算関係書類、自己点検書 等

運営指導の当日に確認する書類はスライドのとおりです。

運営指導直前に記録を整備したり、管理体制等を整えたりするのではなく、常日頃から適正な事業所運営を行ってください。



## 監査について①

### 監査対象となる事業者

以下の情報を踏まえて、指定基準違反等の確認について必要がある場合に実施する。

- (1) 通報・苦情・相談等に基づく情報や、請求データ等の分析から特異傾向を示す事業者
- (2) 運営指導で確認した指定基準違反等  
→ 著しい基準違反等が認められる、又は疑いがある場合は、直ちに運営指導を監査に切り替えて実施する場合があります。

### 監査の結果について

改善勧告に至らない軽微な改善を要する事項と認められる場合は、後日文書にて通知する。

参考として、監査についてもご承知おきいただきたいので説明します。

監査は運営指導とは異なり、サービスの取扱いや給付費の請求等について、基準違反、不正又は著しい不当等が認められる場合若しくは疑われる場合において、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置をとることを主眼として行うものです。定期的を実施するものではなく、スライドにある情報を踏まえて、必要がある際に随時実施します。


事実関係を確認するための詳細なやり取りを積み重ねていくため、大変時間がかかります。障害者総合支援法の規定上、横浜市の調査には協力する義務が課せられていますので、通常業務でお忙しいとは思いますが、対応の程お願いします。

## 監査について②

### 行政上の措置について

#### 監査の結果、基準違反や不正等が認められた場合の行政上の措置

<b>勧告</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>・期限を定めて、基準の遵守について勧告することができる。</li><li>・期限内に従わなかった場合は公表ができる。</li></ul>
<b>命令</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>・正当な理由なく勧告に係る措置をとらなかった場合に、期限を定めて勧告に係る措置をとるよう命令することができる。</li><li>・命令を行った場合は、公示される。</li></ul>
<b>指定の取消し等</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>・基準違反等の内容が障害者総合支援法第50条第1項のいずれかに該当する場合、指定の取消し又は期間を定めて指定の全部又は一部効力を停止することができる。</li><li>・指定の取消し等を行った場合は、公示される。</li></ul>



<b>経済上の措置</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>・命令又は指定の取消し等により、返還金が生じる場合は、返還金に加えて加算金(返還金の40/100)の支払いを命じる場合がある。</li></ul>
---------------	---

監査の結果、基準違反や不正等が認められた場合は、「勧告」「命令」「指定の取消し等」の行政措置を行う場合があります。  
それぞれの措置の内容はスライドに記載のとおりです。

正当な理由のない監査への協力拒否や虚偽の報告があると、それ自体も指定の取消し等の事由となりますので、監査には誠実にご協力お願いいたします。

## 4 法改正・制度改正等 について

ここからは、法改正や制度改正等についてご説明します。  
令和6年4月に国による報酬改定が行われました。本日はその改定のうちの7つについてお伝えします。  
この他にも改正事項はございましたが時間の関係ですべてをお伝えすることはできませんので、その他の項目については厚生労働省HPで詳細をご確認ください。

## 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定 による主な改正点

- ◆ 「福祉・介護職員等処遇改善加算」への一本化
- ◆ 「虐待防止措置未実施減算」の新設及び  
身体拘束廃止未実施減算の見直し
- ◆ 業務継続計画の策定等の義務化
- ◆ 感染症の予防及びまん延防止のための措置
- ◆ 情報公表未報告事業所への対応
- ◆ 意思決定支援の推進について(運営基準への位置づけ)
- ◆ 居宅介護等計画の作成における追加項目



本日お伝えする内容は、福祉・介護職員等処遇改善加算への一本化、虐待防止措置未実施減算の新設及び身体拘束廃止未実施減算の見直し、業務継続計画の策定等の義務化、感染症の予防及びまん延防止のための措置、情報公表未報告事業所への対応、意思決定支援の推進について、居宅介護等計画の作成における追加項目についてです。

## 「福祉・介護職員等処遇改善加算」 への一本化(令和6年6月～)

- ◆ 福祉・介護職員等の確保に向けて、福祉・介護職員の処遇改善のための措置ができるだけ多く事業所に活用されるよう推進する観点から、福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算について、現行の各加算・各区分の要件及び加算率を組み合わせた4段階の「福祉・介護職員等処遇改善加算」に一本化を行う。  
(経過措置区分として、令和6年度末まで現行の3加算の取得状況に基づく加算率を維持した上で、今般の改訂による加算率の引き上げを行う)

まず初めに、令和6年6月からの「福祉介護職員等処遇改善加算」への一本化についてです。こちらについては概要だけ簡単にお伝えしておきます。

福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算について、現行の各加算・各区分の要件及び加算率を組み合わせた4段階の「福祉・介護職員等処遇改善加算」に一本化されました。

福祉・介護職員等の確保に向けて、福祉・介護職員の処遇改善のための措置ができるだけ多く事業所に活用されるよう推進する観点からこのように改正されました。

# 「福祉・介護職員等処遇改善加算」への一本化(令和6年6月～)

## ◆【参考】令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の概要(別紙2)より 福祉・介護職員等処遇改善加算について

### 算定要件等

- 新加算(Ⅰ～Ⅳ)は、加算・賃金改善額の職種間配分ルールを統一。(福祉・介護職員への配分を基本とし、特に経験・技能のある職員に重点的に配分することとするが、事業所内で柔軟な配分を認める。)
  - 新加算のいずれの区分を取得している事業所においても、新加算Ⅳの加算額の1/2以上を月額賃金の改善に充てることを要件とする。
- ※ それまでベースアップ等支援加算を取得していない事業所が、一本化後の新加算を新たに取得する場合には、ベースアップ等支援加算相当分の加算額については、その2/3以上を月額賃金の改善として新たに配分することを求める。

加算率 (※)	既存の要件は黒字、新規・修正する要件は赤字	対応する現行の加算等 (※)	新加算の趣旨
[8.1%]	<b>新加算(Ⅱ)に加え、以下の要件を満たすこと。</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>経験技能のある福祉・介護職員を事業所内で一定割合以上配置していること(生活介護の場合、介護福祉士25%以上等)</li> </ul>	a. 処遇改善加算(Ⅰ) [4.4%] b. 特定処遇加算(Ⅰ) [1.4%] c. ベースアップ等支援加算 [1.1%]	事業所内の経験・技能のある職員を充実
[8.0%]	<b>新加算(Ⅲ)に加え、以下の要件を満たすこと。</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>改善後の賃金年額440万円以上が1人以上</li> <li>職場環境の更なる改善、見える化【<b>見直し</b>】(令和7年度)</li> <li><b>グループごとの配分ルール【撤廃】</b></li> </ul>	a. 処遇改善加算(Ⅰ) [4.4%] b. 特定処遇加算(Ⅱ) [1.3%] c. ベースアップ等支援加算 [1.1%]	総合的な職場環境改善による職員の定着促進
[6.7%]	<b>新加算(Ⅳ)に加え、以下の要件を満たすこと。</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>資格や勤続年数等に応じた昇給の仕組みの整備</li> </ul>	a. 処遇改善加算(Ⅰ) [4.4%] b. ベースアップ等支援加算 [1.1%]	資格や経験に応じた昇給の仕組みの整備
[5.5%]	<b>新加算(Ⅳ)の1/2(2.7%)以上を月額賃金で配分</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>職場環境の改善(職場環境等要件)【<b>見直し</b>】(令和7年度)</li> <li>賃金体系等の整備及び研修の実施等</li> </ul>	a. 処遇改善加算(Ⅱ) [3.2%] b. ベースアップ等支援加算 [1.1%]	福祉・介護職員の基本的な待遇改善・ベースアップ等

※ 加算率は生活介護のものを例として記載。

こちらは厚生労働省の「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の概要(別紙2)」の資料です。詳細は国の資料をご確認いただくようお願いいたします。

## 「虐待防止措置未実施減算」の新設及び 「身体拘束廃止未実施減算」の見直し

◆【新設】虐待防止措置未実施減算(R6年度～)  
次の基準を満たしていない場合に、所定単位数の1%を減算する。

令和4年4月～義務化

【基準:第40条の2、解釈通知:第三の3(31)】

- ① 虐待防止( **委員会** )を定期的を開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ること。  
(1年に1回以上)
- ② 従業者に対し、虐待の防止のための( **研修** )を定期的実施すること。(1年に1回以上)
- ③ 上記措置を適切に実施するための( **担当者** )を置くこと。

続いて、虐待防止措置未実施減算の新設、及び、身体拘束廃止未実施減算の見直しについてです。

まず今年度新設された「虐待防止措置未実施減算」についてですが、基準を満たしていない場合に、所定単位数の1%が減算されます。

具体的には令和4年4月から義務化されている①～③を行っていない場合に減算されます。

1点目は、1年に1回以上、虐待防止【 **委員会** 】を定期的を開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ることです。

2点目は、1年に1回以上、従業者に対し、虐待の防止のための【 **研修** 】を定期的実施することです。

3点目は①・②を適切に実施するための【 **担当者** 】を置くことです。

既に行っていたかとは思いますが、適切に必要な措置を講じていただくようお願いいたします。

## 「虐待防止措置未実施減算」の新設及び 「身体拘束廃止未実施減算」の見直し

### ◆【見直し】身体拘束廃止未実施減算

次の基準を満たしていない場合に、所定単位数の1%を減算する(見直し前…1日につき5単位を所定単位数から減算)。

令和4年4月～義務化

【報酬告示 別表第1-1注16、  
基準第35条の2、解釈通知第三の3(26)】

- ① やむを得ず身体拘束等を行う場合、その態様及び時間、利用者の心身の状況並びに※緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること。

※( **切迫** )性、( **非代替** )性、( **一時** )性の三つの要件全てを満たし、かつ、組織としてそれらの要件の確認等の手続きを行った旨を記録しなければならない。

続いて、身体拘束廃止未実施減算についてです。こちらは令和5年度から減算対象でしたが、所定単位数の1%に減算額が見直されました。

改めて基準についてですが、1点目が「やむを得ず身体拘束等を行う場合、その態様及び時間、利用者の心身の状況並びに※緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること」です。緊急やむを得ない理由その他必要な事項については、【 **切迫** 】性、【 **非代替** 】性、【 **一時** 】性の3つの要件を全て満たし、かつ組織としてそれらの要件の確認等の手続きを行った旨を記録しなければならないとされています。



## 「虐待防止措置未実施減算」の新設及び 「身体拘束廃止未実施減算」の見直し

### ◆【見直し】身体拘束廃止未実施減算

次の基準を満たしていない場合に、所定単位数の1%を減算する(見直し前・・・1日につき5単位を所定単位数から減算)。

令和4年4月～義務化

【報酬告示 別表第1-1注16、  
基準第35条の2、解釈通知第三の3(26)】

- ② 身体拘束適正化検討( **委員会** )を定期的を開催し、その結果について従業員に周知徹底を図ること。  
(1年に1回以上)
- ③ 身体拘束等の適正化のための( **指針** )を整備すること。
- ④ 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための( **研修** )を定期的を実施すること。(1年に1回以上)

2点目は身体拘束適正化検討【 **委員会** 】を定期的を開催し、その結果について従業員に周知徹底を図ること、3点目は身体拘束等の適正化のための【 **指針** 】を整備すること、4点目は1年に1回以上従業者に対し、身体拘束等の適正化のための【 **研修** 】を定期的を実施することになります。

虐待防止措置と身体拘束廃止については共に重要な項目となります。改めて必要事項を確認し、適切な運営をお願いいたします。

## 業務継続計画の策定等の義務化

令和6年4月～義務化 【報酬告示 別表第1-1注17、留意事項通知第二の1(13)】

事業者は、感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続してサービスの提供を受けられるように**業務継続計画**を策定し、**必要な研修、訓練**(シミュレーション)を実施しなければならない。



続いて、業務継続計画の策定等の義務化についてお伝えします。  
令和6年3月日までは努力義務でしたが、令和6年4月より義務化されました。  
事業者は、感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続してサービスの提供を受けられるように業務継続計画を策定し、必要な研修、訓練を実施しなければなりません。

## 業務継続計画の策定等の義務化

### ◆【新設】業務継続計画未策定減算

次の基準を満たしていない場合、所定単位数の1%を減算する。

※訪問系サービスは経過措置として令和7年3月31日までの間、減算を適用しない。

- ・感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービス提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定すること。
- ・当該業務継続計画に従い**必要な措置を講ずること。**

また、義務化に伴い、「業務継続計画未策定減算」が新設されました。

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービス提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定していない場合、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じていない場合に所定単位数の1%が減算されます。

ただし、訪問系サービスは「非常災害に関する具体的計画」の策定が求められていないことを踏まえ、令和7年3月31日までの間、減算を適用しないとされています。

今年度は減算はありませんが義務化されている項目ですので、必ずご対応をお願いいたします。

## 感染症の予防及び まん延防止のための措置

令和6年4月～義務化

【基準第34条、解釈通知第三の3(24)】

- ◆ 従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。
- ◆ 事業所の設備・備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。
- ◆ 居宅介護事業者は**感染症の予防及びまん延防止のための措置を講じなければならない。**



続いて、感染症の予防及びまん延防止のための措置についてお伝えします。  
こちらも令和6年3月31日までは経過措置により努力義務でしたが、4月より義務化されました。

従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならないとされています。

また、事業所の設備・備品等について、衛生的な管理に努めなければならないとされており、事業所の責務として、従業者が感染源となることを予防し、また感染の危険から守るため、手指を洗浄するための設備や使い捨ての手袋等、感染を予防するための備品等を備える等対策を講じる必要があります。

そして、居宅介護事業者は感染症の予防及びまん延防止のための措置を講じなければならないとされています。

講じるべき措置は次の通りです。

## 感染症の予防及び まん延防止のための措置

令和6年4月～義務化

【基準第34条、解釈通知第三の3(24)】

講じるべき措置

- ・( **委員会** )の開催(6か月に1回以上)
- ・( **指針** )を規定
- …( **平常** )時の対策及び( **発生** )時の対応を規定する

📌 例は「障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル」参照

- ・( **研修** )及び( **訓練** ) (1年に1回以上)

感染症の予防及びまん延防止のための措置は  
他のサービス事業者と連携して行っても  
かまいません。



1点目が対策を検討する【 **委員会** 】の開催です。委員会は6か月に1回以上行ってください。

2点目は【 **指針** 】を規定することです。指針には【 **平常** 】時の対策及び【 **発生** 】時の対応を規定する必要があります。

3点目は【 **研修** 】及び【 **訓練** 】を実施することです。研修及び訓練は、1年に1回以上行ってください。

また、従業者には年1回以上の定期的な教育と、新規採用時の研修を行い、研修の内容は記録してください。

なお、感染症の予防及びまん延防止のための措置は、他のサービス事業者と連携して行ってもかまいません。

## 情報公表未報告事業所への対応

【障害者総合支援法76条の3】

### ◆【新設】情報公表未報告減算(R6年度～)

障害者総合支援法第76条の3※の規定に基づく情報公表に係る報告がされていない場合、所定単位数の5%を減算する。

※指定障害福祉サービスの提供を開始しようとするとき、その他主務省令で定めるときは、主務省令で定めるところにより、**情報公表対象サービス等情報を、当該情報公表対象サービス等を提供する事業所又は施設の所在地を管轄する都道府県知事に報告しなければならない。**

法定サービスは  
「**障害福祉サービス等情報公表システム(WAMNET)**」  
での公表が必要です。



続いて、情報公表未報告事業所への対応についてです。情報公表については、「指定障害福祉サービスの提供を開始しようとするとき、情報公表対象サービス等情報を、当該情報公表対象サービス等を提供する事業所又は施設の所在地を管轄する都道府県知事に報告しなければならない。」と障害者総合支援法第76条の3に規定されています。

以前から情報公表は義務でしたが、今年度「情報公表未報告減算」が新設されました。規定に基づく情報公表に係る報告がされていない場合、所定単位数の5%が減算されます。

「報告がされていない場合」とは、WAMNETで公表がされていない場合を指します。障害福祉サービス等情報公表制度についてと、WAMNETでの公表までの手順については資料をHPに掲載しております。

公表をされていない事業所様については資料をご確認いただき、ご対応いただくようお願いいたします。

## 意思決定支援の推進について (運営基準への位置づけ)

- ◆ 障害者の意思決定支援を推進するため、「障害福祉サービス等の提供に当たっての意思決定支援ガイドライン(平成29年3月31日付け障発0331第15号)」を踏まえ、相談支援及び障害福祉サービス事業等の指定基準において、規定を追加する。



続いて、意思決定支援の推進についてお伝えします。  
障害者の意思決定支援を推進するため、「障害福祉サービス等の提供に当たっての意思決定支援ガイドライン」を踏まえ、相談支援及び障害福祉サービス事業等の指定基準に規定が追加されました。

## 意思決定支援の推進について (運営基準への位置づけ)

### ◆ 意思決定支援の基本的原則【基準第25条、解釈通知第三の3(15)】

- ① 本人への支援は、**自己決定の尊重**に基づき行う。
- ② 職員等の価値観においては不合理と思われる決定でも、他者の権利を侵害しないのであれば、その選択を**尊重するように努める姿勢**が求められる。
- ③ 本人の自己決定や意思確認がどうしても困難な場合は、本人をよく知る関係者が集まって、**様々な情報を把握し、根拠を明確にしなが**ら**意思及び選好を推定する**。

初めに「障害福祉サービス等の提供に当たっての意思決定支援ガイドライン」で示されている、意思決定支援の基本的原則について確認します。

これらについては、解釈通知にも記載がされましたが、詳細については「障害福祉サービス等の提供に当たっての意思決定支援ガイドライン」をご確認ください。

1点目が「本人への支援は、自己決定の尊重に基づき行う」です。本人の自己決定にとって必要な情報の説明は本人が理解できるように工夫して行うことが重要です。

例えば、幅広い選択肢から選ぶことが難しい場合は選択肢を絞った中から選べるようにしたり、絵カード等を手掛かりに選べるようにしたりする等、

本人の意思確認ができるようなあらゆる工夫をしながら支援を行うことが必要です。

2点目が「職員等の価値観においては不合理と思われる決定でも、他者の権利を侵害しないのであれば、その選択を尊重するように努める姿勢が求められる。」です。

本人が意思決定した結果、本人に不利益が及ぶことが考えられる場合は、意思決定した結果については最大限に尊重しつつも、それに対して生ずるリスクについて予測し、対応について検討することが必要です。

3点目が「本人の自己決定や意思確認がどうしても困難な場合は、本人をよく知る関係者が集まって、様々な情報を把握し、根拠を明確にしなが

ら**意思及び選好を推定する**。」です。  
本人の日常生活やサービス提供場面における表情や感情、行動等に加え、これまでの生活史や人間関係等様々な情報を把握し、本人の意思の推定の手がかりとすることが必要です。



## 意思決定支援の推進について (運営基準への位置づけ)

- ◆ アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の**意思及び選好並びに判断能力等**について丁寧に把握しなければならない。

【基準第26条、解釈通知第三の3(16)】

- ◆ サービス提供責任者は、利用者に対してのみならず、**従業者に対しても**、利用者への意思決定支援の実施の観点から必要な**助言指導**を行うことが求められる。

【基準第30条、解釈通知第三の3(19)】

このガイドラインの内容を踏まえ、運営基準には「アセスメントに当たっては、利用者が自らの意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。」と追加されました。

また、サービス提供責任者には利用者の自己決定の尊重を原則として業務を行うこととされていますが、利用者に対してのみならず、従業者に対しても、利用者への意思決定支援の実施の観点から必要な助言指導を行うことが求められています。従業者に対する助言指導も行いながら、意思決定の支援を行ってください。

## 居宅介護等計画の 作成における追加項目

【基準第26条、解釈通知第三の3(16)】

- ◆ 居宅介護等計画書を作成した際には、指定計画相談支援又は指定障害児相談支援を行う（**相談支援事業者**）に交付しなければならない。
- ◆ サービス提供責任者は、サービス等利用計画を踏まえた計画の作成を可能とするため、当該相談支援事業者が実施するサービス担当者会議に参加し、利用に係る必要な情報を共有する等により（**相互連携**）を図るものとする。
- ◆ モニタリングに際しても相談支援事業者との相互連携を図ることが求められるものであり、モニタリング結果を相互に交付すること、サービス担当者会議に出席する等の方法により（**連携強化**）を図るものとする。

最後に、居宅介護等計画の作成における追加項目についてです。

まず「居宅介護等計画書を作成した際には、指定計画相談支援又は指定障害児相談支援を行う【**相談支援事業者**】に交付しなければならない。」とされました。

計画相談が入っている利用者の場合には、計画相談事業所にも忘れずに計画書の交付をお願いいたします。

そして、「サービス提供責任者は、サービス等利用計画を踏まえた計画の作成を可能とするため、当該相談支援事業者が実施するサービス担当者会議に参加し、利用に係る必要な情報を共有する等により【**相互連携**】を図るものとする。」「モニタリングに際しても相談支援事業者との相互連携を図ることが求められるものであり、モニタリング結果を相互に交付すること、サービス担当者会議に出席する等の方法により【**連携強化**】を図るものとする。」と追加されています。

このように支援にあたっては相談支援事業者との連携が求められています。適宜情報の共有、連携をしていただくようお願いいたします。

## その他

- ◆ 居宅介護・同行援護・行動援護の特定事業所加算の加算要件の見直し
- ◆ 居宅介護職員初任者研修課程修了者をサービス提供責任者とする暫定措置の廃止
- ◆ 入院中の重度訪問介護利用の対象拡大
- ◆ 入院時支援連携加算の新設 等

💡 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定について(厚生労働省HP)  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202214\\_00009.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202214_00009.html)

上記URLもしくは、こちらのQRコードからご確認を→



法改正等に関して、お伝えする内容は以上です。  
繰り返しになりますが、今回お伝えした内容以外にも報酬改定による見直しや新設されたものがございますので、厚生労働省の報酬改定に関するページをご確認いただくようお願いいたします。

## 5 指摘事例等

～運営指導を踏まえて～



ここからは、運営指導で指摘が多い事例を中心に紹介します。

## 目次

ここでは、最近の運営指導において多かった指摘事例や、本市への問い合わせ、相談で多い内容をもとに、4つの項目について確認していきます。

- ① 利用者負担額の徴収
- ② サービス内容について
- ③ 提供拒否
- ④ 勤務体制について

( ) に何が入るか、考えながらご覧ください。

ここでは、最近の運営指導において多かった指摘事例や、本市への問い合わせ、相談で多い内容をもとに、4つの項目について確認していきます。

- ①利用者負担額の徴収
- ②サービス内容について
- ③提供拒否
- ④勤務体制について

( ) に何が入るか考えながら、ご覧ください。

## 事例① 利用者負担額の徴収

A事業所は、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、移動支援の事業を行っています。10月になったため、9月提供分のサービス費請求を行います。

- ・ サービス提供の記録とサービス提供実績記録票（居宅介護等）、サービス提供報告書（移動支援）を確認し、問題がなかったため、10月10日までにシステム上で請求を行いました。
- ・ 請求を終えたため、利用者負担額の請求を行い、利用者負担額のある利用者から10月15日までに利用者負担額をすべて徴収し、領収書を発行しました。



はじめに、利用者から費用を徴収する際の事例です。

## 事例① 利用者負担額の徴収

- ・利用者負担額は、請求が（ **承認** ）される前に徴収することはできません。
- ・**移動支援**の利用者負担額は、居宅介護等の利用者負担額が算出されたのち、（ **審査月の末日** ）に自動的に算出されます。

利用者負担額の徴収に関して誤りがあると、利用者や他の事業所の請求にも大きく影響してしまう場合があります。十分注意を行ったうえで請求・徴収してください。



事例の問題点を見ていきます。

まず、利用者負担の徴収のタイミングについてです。A事業所はシステム上の請求を終えたあとすぐに利用者負担額の請求を行い、15日までに徴収を終えていましたが、利用者負担額は請求が【 **承認** 】される前に徴収することはできません。

月末に請求が承認がされたことが確認できたのち、利用者負担額の徴収を行ってください。また移動支援の利用者負担額は、居宅介護等の利用者負担額が算出されたのち、【 **審査月の末日** 】に自動的に算出されますので、それより前に利用者負担額の徴収を行うことはできません。

移動支援の利用者負担額は「利用者負担額確定リスト」にて利用者負担額を確認し、徴収してください。居宅介護等のサービス費の請求が遅れたり、エラーが発生した場合、地域生活支援事業の利用に関して利用者負担が発生してしまうので、後日、過誤再請求が必要になります。その場合、居宅介護等事業所は移動支援など地域生活支援事業の事業所に連絡を行ってください。

利用者負担額の徴収に関して誤りがあると、利用者や他の事業所にも大きく影響してしまう場合がありますので十分注意を行ったうえで請求してください。

## 事例② サービス内容について

居宅介護を行うB事業所は、利用者Cさんに支援を行います。



- ・利用者Cさんには、知的障害があり、受給者証の障害種別欄にも「知的」と記載されています。
- ・週に2回、掃除の支援を行うことになりましたが、Cさんの希望もあり、Cさんと一緒にヘルパーが行う、「共に行う家事」として実施することにしました。
- ・Cさんは身体介護と家事援助の支給決定を受けていたので、「共に行う家事」は「家事援助」ではなく、「身体介護」で計画し、提供することにしました。

続いて、サービス内容についての事例です。



## 事例② サービス内容について

- ・「共に行う家事」として「**身体介護**」の算定ができるのは（**精神障害**）の利用者に限る。  
※横浜市独自の取扱い
- ・受給者証に（**精神**）の記載があるか確認。

### 共に行う家事

自立生活支援のための援助として、利用者と一緒に手助けしながら行う調理、掃除、洗濯

- ・受給者証で「**精神障害**」が確認できない利用者への支援
  - ・ヘルパー単独で行う家事
  - ・利用者とともに外出する買い物支援
- これらは「共に行う家事」として身体介護で算定することは**できません**。

対象外！



先ほどの事例の不適切な点はどこでしょうか。

横浜市独自の取扱いで、自立生活支援のための援助として

利用者と一緒に手助けしながら行う調理、掃除、洗濯は「**身体介護**」で算定が可能ですが、この扱いが適用できるのは【**精神障害**】の利用者に限ります。

事例の利用者は、知的障害の方であるため、身体介護で算定できる「共に行う家事」の対象となりません。

実施するにあたっては、まず利用者の受給者証の障害種別欄に【**精神**】の記載があることを確認してください。

必要に応じて「共に行う家事」を身体介護で算定できる利用者であるかどうか、区役所にも確認を行ってください。

また、身体介護での「共に行う家事」を実施する際、利用者の体調不良等によって急にヘルパーのみでの支援に変更するかもしれませんが、事情によってヘルパーのみでの活動になった場合には、「共に行う」家事ではないため、身体介護での算定はできません。

家事援助に切り替えて実施し、家事援助として算定するなどして対応してください。

買い物の支援については、「共に行う」場合でも、利用者とともに「**外出**」することになるため、「共に行う家事」の身体介護では算定できません。

その場合は利用者の外出支援として「**移動支援**」等の外出系サービスで行ってください。

### 事例③ 提供拒否

D事業所は、支給決定を受けているEさんとFさん、Gさんの三人から、新規利用の相談を受けました。



・ Eさんの住所は事業所の通常の実施地域内でしたが、不便な場所であったため、ヘルパー派遣は困難であると判断して断りました。



・ Fさんの住所はヘルパー派遣に問題のない場所でした。しかしFさんは独居で親族も近くにいないため、緊急時の対応が困難であるとして、希望時間に対応できるヘルパーはいましたが、受け入れを断りました。



・ Gさんは、希望時間に対応できるヘルパーがいなかったため、受け入れを断りました。



続いて、サービスの提供拒否の事例です。

## 事例③ 提供拒否

- ・事業者は、（ **正当な理由** ）なく、サービスの提供を拒んではならない。



### 正当な理由

- ① 当該事業所の現員からは利用申込みに応じきれない場合
- ② 利用申込者の居住地が当該事業所の通常の実業の実施地域外である場合
- ③ 当該事業所の運営規程において主たる対象とする障害の種類を定めている場合であって、これに該当しない者から利用申込みがあった場合、その他利用申込者に対し自ら適切な指定居宅介護を提供することが困難な場合
- ④ 入院治療が必要な場合

サービス提供の受け入れ拒否に関する事例です。

事業者は【 **正当な理由** 】なくサービスの提供を拒んではならないと基準に明記されています。

この事例の問題点は、提供を拒否する理由が、「正当な理由」かどうかということです。

正当な理由となるのは以下です。

- ① 当該事業所の現員からは利用申込みに応じきれない場合
- ② 利用申込者の居住地が当該事業所の通常の実業の実施地域外である場合
- ③ 当該事業所の運営規程において主たる対象とする障害の種類を定めている場合であって、これに該当しない者から利用申込みがあった場合、その他利用申込者に対し自ら適切な指定居宅介護を提供することが困難な場合
- ④ 入院治療が必要な場合

### 事例③ 提供拒否



事例における EさんとFさん、Gさんの提供拒否の理由は正当でしょうか？



通常の実施地域内に住んでいるのに...



通常の実施地域内であるため、居住地は正当な理由になりません。



近所に頼れる親族はいない...



親族が近くにいないことは正当な理由になりません。



人員不足なら他をあたろうか...



事業所の現員で応じきれないことは正当な理由になります。

**事業者は、原則として、利用申込みに応じなければなりません！**

「正当な理由」をふまえて、事例を確認します。

まず、Eさんは事業所の実施区域内に居住しているにもかかわらず、居住地を理由に提供を断りましたが、これは正当な理由となりません。

次にFさんは、親族が近くにいないことを理由に提供を断りましたが、これも正当な理由にはなりません。

最後にGさんは、希望時間に対応できるヘルパーがいないため提供を断りました。これは、「① 当該事業所の現員からは利用申込みに応じきれない場合」にあたるため、正当な理由となります。

横浜市にも、利用者の方から「正当な理由がなく提供を断られた」という相談がたびたびあります。

事業者は、原則として、利用申込みに対して応じなければならないことが規定されていますので、正当な理由なく、提供を拒否することがないようにしてください。

## 事例④ 勤務体制について

H事業所は、次の体制で事業所運営を行っています。

- ・ サービス提供責任者として働いていたIさんは、約1年前に管理者になりました。管理者になった際、辞令や雇用契約の変更はありませんでした。
- ・ Iさんの勤務は、事業所に出勤したり、利用者宅を訪問したり、急に出勤できなくなったヘルパーの代替をしたり…と変則的であるため、事業所に出勤簿は備えていません。
- ・ 先日、新しい行動援護ヘルパーJさんを雇い入れました。必要な実務経験を満たしていることは、事前に面談で聞き取っています。また、行動援護従業者養成研修課程の修了証明書は提出されたため写しを取り、保管しました。



続いて、勤務体制についての事例です。

## 事例④ 勤務体制について



- ・管理者やサービス提供責任者は、  
( **辞令** ) や ( **雇用契約書** ) 等により、  
その任に就いていることを明確にすることが必要です。
- ・常勤職員は ( **出勤簿** ) 等により常勤であることが  
確認できるようにする必要があります。
- ・行動援護従業者は「**資格**」 + 「( **実務経験** )」が必要です。  
※資格証だけでなく ( **実務経験証明書** ) の写しも  
事業所で保管してください。

この事例の問題点を見ていきます。

一つ目、さんが管理者であることを示す書類がありませんでした。管理者やサービス提供責任者は、【 **辞令** 】や【 **雇用契約書** 】等により、その任に就いていることを明確にすることが必要です。

この事例は、運営指導で指摘の多い項目です。

管理者やサービス提供責任者が、辞令等でその任に就いていることが示されているか改めてご確認ください。

二つ目、管理者であるさんは、出勤簿が備えられていませんでした。

職員は【 **出勤簿** 】等により常勤であることが確認できるようにする必要があります。これも運営指導の中で非常に多い指摘です。改めてご確認ください。

三つ目、資格証についてです。行動援護のヘルパーは「**資格**」+【 **実務経験** 】が必要です。

ヘルパーが従事できる資格要件を満たしていることを示す書類の写しは、事業所に保管することとなっています。

この事例では、資格を証明する研修の修了証は写しを保管していましたが、実務経験については事前に口頭で確認したのみでした。

実務経験は【 **実務経験証明書** 】で確認してください。

また、事業所には、資格証に加えて【 **実務経験証明書** 】の写しも、必ず保管してください。

横浜市障害者ヘルパー事業所『運営ガイド』を  
ご確認いただき、事業所運営に役立ててください。



令和6年度に  
更新されました



<掲載ページ>

横浜市障害者ヘルパー事業所『運営ガイド』  
<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/fukushi-kaigo/fukushi/service/houmon-guide.html>

本日4つの事例を紹介しましたが、  
これらは運営指導での指摘や本市に相談のあった事例のほんの一部です。

事業所を運営するうえで守っていただくべき基準等は、運営ガイドにまとめています。  
特に今年度は3年に1度の報酬改定があり、変更された項目もありますので  
必ず目を通していただくようお願いいたします。

## 令和6年度

### 『横浜市障害福祉サービス運営状況自己点検書』

もご活用いただき、事業所運営に役立ててください。

一年に一度  
必ず実施して  
ください！



<掲載ページ>

令和6年度『横浜市障害福祉サービス運営状況自己点検書』

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/fukushi-kaigo/fukushi/service/houmon-guide.html>

また、「横浜市障害福祉サービス運営状況自己点検書」もご案内します。  
こちらは、自己点検として1年に1度運営状況を振り返っていただく点検書です。  
先ほどの運営ガイドと同じページに掲載しています。

本日、こちらの自己点検書のご準備をお願いしておりましたが、お手元にご用意いただけますでしょうか。

事前に、点検項目に沿って「○」か「×」をつけていただいていると思います。  
中をご確認いただき、回答欄に「×」となっている項目がないかご確認ください。

対象ではない、実施していないなど以外で、点検の結果「×」になった項目は、基準上、不適切な状態にあります。

本日ご用意いただいた自己点検書に「×」がある場合は、  
事業所に戻られましたら、該当の項目が「○」になるよう速やかに改善してください。

自己点検書は、運営指導に伺う際には事前にご用意いただくようお願いしていますが、  
事業所運営が適切に行われているかご自身で確認していただくためにも、  
運営指導が実施される時だけでなく、最低でも年に1度は自己点検書を活用し、  
チェックを行ってください。



## 6 その他

その他に、横浜市の障害福祉サービスにおけるお知らせです。

## メーリングリストのご案内

横浜市では、電子メールで通知等を送付しています。  
登録がお済みでない事業所は、以下の通りご登録ください。

### ■ 横浜市事業者向けメーリングリスト

**kf-helper@city.yokohama.lg.jp** に、

下記事項をメールでお送りください。

件名：電子メールアドレス登録

本文：①事業所名・事業所番号

②メールアドレス

③電話・FAX番号



アドレス変更した時も  
必ず再登録してください



※事業所として受信できるメールアドレスをご登録ください。

重要な通知や制度変更等については、横浜市事業者向けのメーリングリストで通知を行っています。

未登録の方は、こちらに掲載しているとおりメールを送信してください。  
メールアドレスを変更した場合にも、誤送信を防ぐため、必ず再度登録の手続きをお願いします。

個人のアドレスで登録され、担当者変更により重要な通知がお送りできない事例が発生していますので、個人のアドレスではなく、事業所として受信できるメールアドレスをご登録ください。

**<お知らせ>**  
**ガイドヘルパー等養成研修受講料助成について**

詳細や申請書様式は  
市HPをご確認ください。

**助成対象研修**


- ・全身性障害者ガイドヘルパー養成研修
- ・知的障害者ガイドヘルパー養成研修
- ・同行援護従業者養成研修(一般課程)
- ・行動援護従業者養成研修

**注意**

※予算額に達し次第、今年度の助成は**終了**になります。今年度は現在も申請受付中です。既に要件を満たしている方はお早目の申請をお願いします。

続いて、ガイドヘルパー等養成研修受講料助成についてです。  
 横浜市では市内で活躍していただけるガイドヘルパー等の人材を増やすことを目的として、研修受講料の助成を行っています。  
 各年度の予算額に達し次第、その年度の助成は終了します。要件を満たしている方はお早目にご申請ください。

**<ご案内>**  
**ガイドヘルパースキルアップ研修について**



～令和6年度の開催講座～

- ・ベーシック編(ヘルパー向け)  
令和6年9月開催(終了)
- ・アドバンス編(サ責向け)  
令和7年1月開催予定

**ぜひ積極的にご受講ください！**

続いて、ガイドヘルパースキルアップ研修についてです。  
 横浜市では移動支援事業所向けに、移動支援に関する知識・技術の向上のための研修を開催しています。  
 ヘルパー向けとサービス提供責任者向けの内容を用意しており、今年度のヘルパー向け研修は9月に開催しました。  
 サービス提供責任者向け研修は令和7年1月に開催予定ですので、詳細が決まり次第お知らせします。  
 他事業所の方と交流できる貴重な機会にもなりますので、ぜひ積極的にご参加ください。

# 最新情報は随時確認を！

## ■横浜市ホームページ 「ホームヘルプ・ガイドヘルプサービス」

トップページ>事業者向け情報>分野別メニュー>福祉・介護>障害者福祉  
>サービス種別>ホームヘルプ・ガイドヘルプサービス

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/fukushi-kaigo/fukushi/service/houmon-guide.html>



訪問系サービス・移動支援事業とともに、横浜市のホームページには、事業概要や様式等をまとめて掲載しています。URLは資料のとおりですので、ご確認ください。

## ホームページに掲載の資料一覧

掲載場所	掲載資料
ホームヘルプサービス（居宅介護等事業）	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆運営ガイド・自己点検書</li> <li>◆契約書等参考様式 （契約書、重要事項説明書等）</li> <li>◆横浜市からの通知等 等</li> </ul>
ガイドヘルプサービス（移動支援事業）	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆事業者登録申請等に必要書類 （登録関係書類、運営規程・変更届、 廃止届）</li> <li>◆横浜市移動支援事業の概要について</li> <li>◆運営ガイド・自己点検書</li> <li>◆請求に関する書類 （サービスコード、サービス提供報告書 様式等）</li> <li>◆自立通学通所支援の資料 等</li> </ul>
サービス共通	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆集団指導の資料</li> <li>◆事故報告書</li> </ul>

こちらはホームページ上に掲載している資料の一覧です。  
適宜ご活用ください。

# 計画相談支援について

横浜市健康福祉局障害施策推進課相談支援推進係

あらたびに、あたらしい

Find Your YOKOHAMA

City of YOKOHAMA



# 本題の前に・・・

障害福祉サービス（介護給付や訓練等給付、地域相談支援給付）を利用する際には「サービス等利用計画」の作成・提出が必須になっています。

サービス等利用計画には、

- ① 指定特定相談支援事業所の相談支援専門員が作成するもの
- ② 利用者等が自ら作成するもの（＝セルフプラン）

この2種類があります。



# 指定特定相談支援の概要

あらたびに、あたらしい  
Find Your YOKOHAMA

City of YOKOHAMA



# 障害者総合支援法における 指定特定相談支援事業

障害者総合支援法における指定特定相談支援事業は  
基本相談支援と計画相談支援を行う事業です。



# 基本相談支援

地域の障害者等の福祉に関する各般の問題につき、障害者等、障害児の保護者又は障害者等の介護を行う者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、併せてこれらの者と市町村及び指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整その他の厚生労働省令で定める便宜を総合的に供与することです。

ようするに

計画相談支援を行う指定特定相談支援事業者による

相談支援の基本的な業務と言えます。

例：サービス利用前の相談やモニタリング時以外の日頃のやり取りや相談対応など

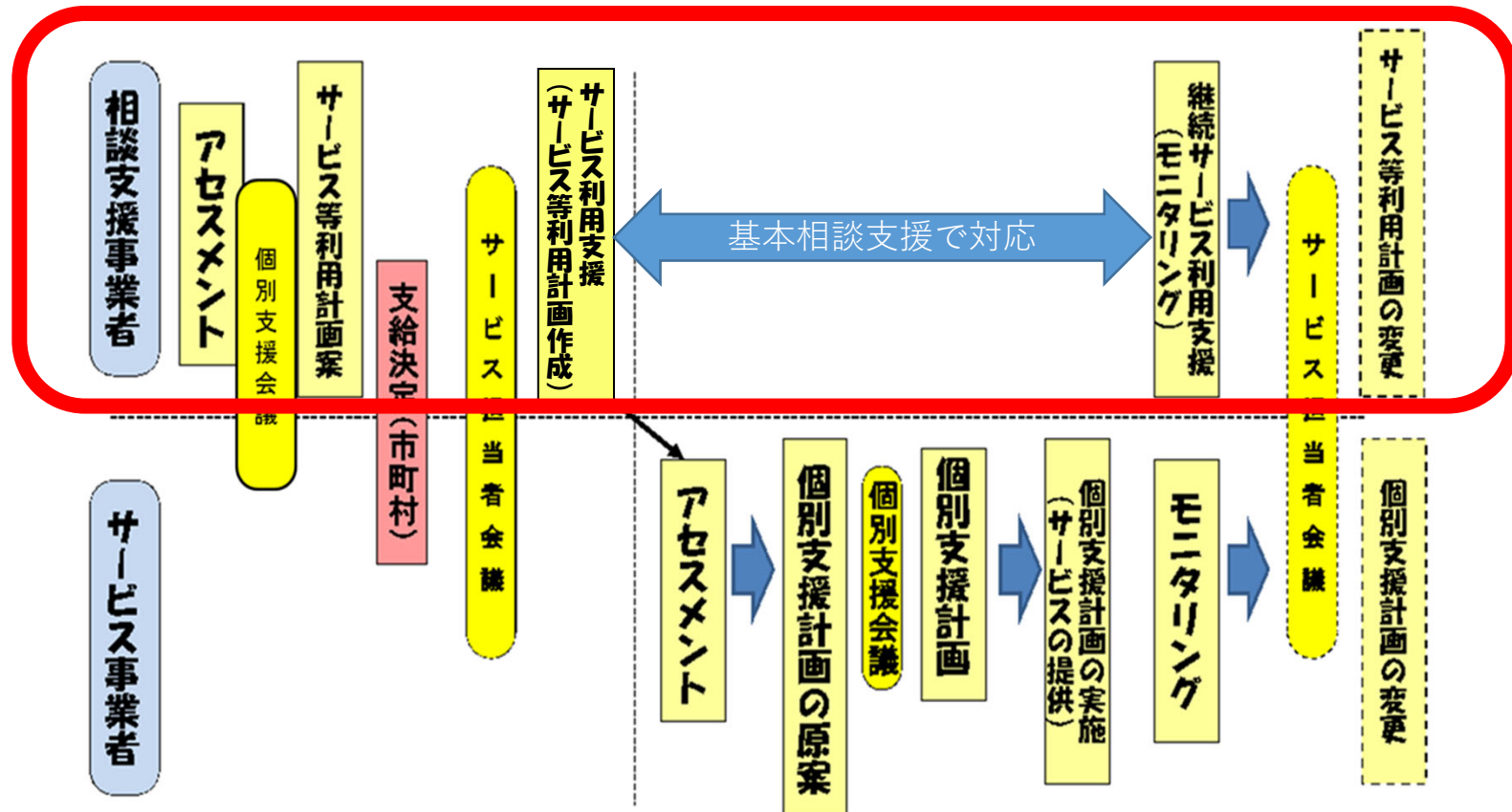
# 計画相談支援

障害のある人、一人ひとりが豊かな生活を実現するため、サービス等利用計画についての相談及び作成などの支援が必要と認められる場合に、障害者（児）の自立した生活を支え、障害者（児）の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントにより決め細かく支援することです。

具体的には

サービス利用支援（サービス等利用計画の作成）や  
継続サービス利用支援（モニタリングの実施）等を行います。

# 計画相談支援のプロセス



あうたびに、あたらしい

Find Your YOKOHAMA

City of YOKOHAMA



# サービス利用支援 (サービス等利用計画の作成)

サービス等利用計画の作成にあたっては、生活全体を通じた本人の希望や目標、希望を実現するための課題を整理し、必要な社会資源(制度・サービスなど)を調整します。

サービス等利用計画は、生活全般をアセスメントし、サービスの必要性を見立てて、障害福祉サービスの支給決定の際に勘案する資料となります。

こうして一つのサービス等利用計画が作成されることで、それらを支援関係者で共有し、本人含め支援関係者全員が同じ方向を向いて支援していくべき指針が完成します。

サービス等利用計画案・障害児支援利用計画案（  本案を確定させた計画とする）

※該当する場合には□に✓を入れ「案」を二重線で消す

受給者証番号	利用者氏名(児童氏名)	障害支援区分	保護者(児童)または後見人	本人との続柄				
利用者負担上限額	相談支援事業者名	電話番号	計画作成担当者					
計画案作成日 ※面談日又は同意署名日を記載	年 月 日	モニタリング実施月 ※実施月に○	1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9, 10, 11, 12	利用者同意署名欄				
利用者及びその家族の生活に対する意向 (希望する生活)	本人							
	家族							
総合的な援助の方針(本人がめざす生活に沿った支援の方針)								
長期目標 (半年～1年後の状態)								
短期目標 (3か月後の状態)								
優先順位	解決すべき課題 (めざす生活を実現するための本人のニーズ「～したい」)	支援目標 (達成目標「～する」)	達成時期	課題解決のための関係者の役割(福祉サービス等)		課題解決のための本人の役割	評価時期 (モニタリング実施月)	その他留意事項及び評価時期の設定理由
				種類・内容・量(頻度・時間)	提供事業者名 (担当者名・電話)			
1								
2								
3								
4								
5								
6								
※ 確定させたサービス等利用計画が計画案から変更がない場合には、区役所へのサービス等利用計画の提出を省略します(週間計画表も含む)。ただし、確定させたサービス等利用計画の作成は必須であり、受給者証が発行された後、サービス担当者会議を開催した上で速やかに作成し、利用者より同意署名をいただきます。								
<input type="checkbox"/> 区役所記載欄 <input type="checkbox"/> 【年 月 日】に確定させたサービス等利用計画の内容が計画案から変更ない旨を確認しました。上記表題にチェックを入れ、「案」を消しました。								

あらたに、あたらしい

Find Your YOKOHAMA

City of YOKOHAMA



# 継続サービス利用支援 (モニタリングの実施)

サービス利用開始後、一定期間ごとに本人の生活全体の状況を確認した上で、サービスの継続利用等の適性を判断し、モニタリング報告書等を作成します。

横浜市では、モニタリングの頻度について、3か月に1度を標準としていますが、頻度はその方によって異なります。サービスの利用状況確認のため、提供状況を確認したり、サービス担当者会議を実施します。モニタリングによって、サービスの調整や目標の修正もあります。

ケアマネジメントとは、常に変化する利用者や環境に対応していく動的プロセスであり、修正や変更の必要がない完璧な計画はありません。



モニタリング報告書(継続サービス利用支援・継続障害児支援利用援助)

受給者証番号		利用者氏名(児童氏名)		障害支援区分		保護者(児童)または後見人		本人との続柄		
利用者負担上限額		相談支援事業者名		電話番号		計画作成担当者				
計画作成日	年 月 日	モニタリング実施日 ※面談日又は同意署名日を記載	年 月 日	利用者同意署名欄						
モニタリング実施方法	①個別支援会議開催 (参加機関等)		②その他 (実施方法及び理由)							
総合的な援助の方針(本人がめざす生活に沿った支援の方針)					全体の状況(総合的な援助の方針に対する取り組み経過、評価、今後の取組の方向性)					
優先順位	支援目標 (達成目標)	達成時期	サービス等提供状況 (事業者からの聞き取り) ※いつ、だれに、どのように確認したのかも併せて記載	本人の感想・満足度 ※いつ、だれに、どのように確認したのかも併せて記載	支援目標(達成目標)の達成度 (ニーズの充足度)	今後の課題・解決方法 (いつ誰が何をするか)	計画変更の必要性			その他留意事項 (計画変更の必要性「有」の場合には具体的な変更内容・理由も記載)
							サービス種類の変更	サービス量の変更	週間計画の変更	
1							有・無	有・無	有・無	
2							有・無	有・無	有・無	
3							有・無	有・無	有・無	
4							有・無	有・無	有・無	
5							有・無	有・無	有・無	
6							有・無	有・無	有・無	
							次回モニタリング実施月			

# 相談支援専門員について

相談支援専門員として活動するためには、

実務経験要件と相談支援従事者研修の修了が必要です。

## 実務経験要件

- 相談支援業務：5年以上 又は 直接支援業務：10年以上

## 相談支援従事者研修修了

- 相談支援従事者初任者研修修了（5年毎に現任研修を受講）

※実務経験要件については、有資格者等の場合、短縮することが可能です。

# 計画相談支援の対象サービス

計画相談支援は、介護給付、訓練等給付、地域相談支援給付を利用される方が対象です。

地域生活支援事業（移動支援、日中一時支援など）のみを利用する場合は計画相談支援の対象とはなりません。

また、児童福祉法に基づくサービス（放課後等デイサービスなど）を利用する場合は、「障害児相談支援」が対象となります。

さらに介護保険対象者の場合は、介護保険制度が優先となり、介護支援専門員（ケアマネジャー）が対応することが原則です。

# 計画相談事業所との連携

あらたびに、あたらしい

Find Your YOKOHAMA

City of YOKOHAMA



# 計画相談事業所との連携について

相談支援専門員は、サービス提供事業所等との連絡調整やサービス担当者会議の開催等により、サービス提供事業所等に計画案の内容について説明を行い、専門的な見地からの意見を求めなければならないことになっています。

一方で、サービス提供事業所等は、当該サービス利用について、計画相談支援事業所の相談支援専門員が行う連絡調整等に協力しなければならないとされています。

⇒日頃の連絡調整やサービス担当者会議などの場では、専門的な見地から積極的にご意見を述べていただくなど、連携を図っていただくようお願いいたします。

# 具体的な連携について

相談支援専門員は、一定期間ごとに「モニタリング」を実施し、サービス等利用計画に即した支援が行われているか等を確認しています。

その際、利用者居宅等で面談することに加え、実際にサービス提供現場を確認し、支援者等から日頃の状況を聞き取ったりします。

また、必要に応じてサービス担当者を招集し会議を実施し、情報や課題を共有することも大切です。

こうした時に、日頃の支援の中で感じている課題や利用者本人の変化などを専門的な視点から意見を述べてください。

※モニタリング月以外でも共有すべき事項がある場合は適宜連携を図ってください。

さいごに

あらたびに、あたらしい  
Find Your YOKOHAMA

City of YOKOHAMA



# 横浜市ホームページについて

横浜市では計画相談支援事業について、事業者向けと利用者向けのページを作成しています。

## 【計画相談支援事業者向けホームページ】

「横浜市 相談系サービス」

市内の指定特定相談支援事業所向けのコンテンツを掲載。また、新規に計画相談事業所の開設を検討している方向けの情報も掲載中！



## 【計画相談利用者向けホームページ】

「横浜市 障害者 相談支援」

市内指定特定相談支援事業所リストや各事業所における受入可能状況のリストなどを掲載しています。





# 横浜市における計画相談の現状

現在、計画相談利用希望で事業所が見つからない方

約5,500人

※ 障害福祉サービス利用者のうち、計画相談及び介護保険のケアプラン利用者、セルフプラン希望者を除いた数

# 問い合わせ先

横浜市健康福祉局障害施策推進課相談支援推進係

TEL:045-671-4133 FAX:045-671-3566

E-mail: [kf-shiteisoudan@city.yokohama.jp](mailto:kf-shiteisoudan@city.yokohama.jp)



あらたびに、あたらしい

Find Your YOKOHAMA

City of YOKOHAMA



# 障害者虐待の防止と対応

(令和6年度  
横浜市指定障害福祉サービス事業所等集団指導)



令和6年10月15日、16日  
健康福祉局障害施策推進課  
共生社会等推進担当

障害者虐待の防止と対応について説明します。

虐待防止については、毎年この集団指導の中でお話しています。  
みなさまも既に研修などに取り組んでいただいているところではあると思いますが、  
今回のような研修等の機会を通じて、日々の支援について繰り返し振返っていただくこ  
とも重要だと考えています。

既にご存知の内容もあるかと思いますが、確認、おさらいということも含めてお伝えさ  
せていただきます。

## 本日の流れ

- 1 障害者虐待防止法とは
  - 2 障害者虐待とは
  - 3 虐待事例への対応状況★
  - 4 障害者福祉施設従事者の役割★
  - 5 横浜市の体制★
- (参考) 障害者差別解消の推進

124

本日の流れはこのとおりです。

星マークのところは、皆さまにお願いしたいことをポイントとしてお伝えする大事なところになります。

# 1 障害者虐待防止法とは

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成24年10月1日施行）

我が国4番目の虐待防止法

（目的）

第1条 この法律は、……障害者に対する虐待の禁止、障害者虐待の**予防及び早期発見**その他の障害者虐待の防止等に関する国等の責務、障害者虐待を受けた**障害者に対する保護及び自立の支援**のための措置、養護者の負担の軽減を図ること等の**養護者に対する養護者による障害者虐待の防止に資する支援**……のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって**障害者の権利利益の擁護に資する**ことを目的とする。

125

始めに、障害者虐待防止法の説明です。

正式名称は、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律といい、平成24年10月に施行されました。

障害者虐待防止法の目的は、虐待の防止、早期発見、虐待を受けた障害者に対する保護と自立の支援、養護者に対する支援等を行うことにより、障害者の権利利益の擁護に資することとしています。

大きな特徴としては、法律の名称に虐待の防止だけではなく、養護者に対する支援という文言が入っているということです。

これは、虐待をしてしまった養護者等を厳しく罰することを目的としているのではなく、養護者等の負担の軽減を図ること等の、何らかの支援などを通じて虐待を防止していくということを趣旨としているものです。

ここには予防や再発防止も含まれます。

## 2 障害者虐待とは

○行為の主体による分類

定義	行為の主体
<u>養護者</u> による障害者虐待	家族や親族、同居人等
<u>障害者福祉施設従事者等</u> による障害者虐待	障害者総合支援法に規定する「障害者福祉施設」または「障害者福祉サービス事業等」に係る業務に従事する者
<u>使用者</u> による障害者虐待	障害者を雇用する事業主または事業の経営担当者その他その事業の労働者に関する事項について事業主のために行為をする者

126

次に、この法律における障害者虐待の定義についてお伝えします。

まずは、行為の主体、つまり「誰による虐待か」ということについてです。

この法律では、次の3つに分類しています。

一つ目は、家族や親族、同居人等の、養護者によるもの。

二つ目は、障害者福祉施設の従事者等によるもの。ここには訪問系のサービスも入ります。

三つ目は、障害者を雇用する使用者によるものです。

## 2 障害者虐待とは

区分	主な内容
身体的虐待	暴力や体罰によって身体に傷やあざ、痛みを与える行為、身体を縛りつけたり、過剰な投薬による身体の動きを抑制する行為
性的虐待	性的な行為やその強要（表面上は同意しているように見えても、本心からの同意を見極める必要がある）
心理的虐待	脅し、侮辱などの言葉や態度、無視、嫌がらせなどによって精神的に苦痛を与えること。
放棄・放任 (ネグレクト)	食事や排泄、入浴、洗濯など身の世話や介助をしない、必要な福祉サービスや医療・教育を受けさせない等によって障害者の生活環境や身体・精神的状態を悪化、又は不当に保持しないこと。
経済的虐待	本人の同意なしに（あるいはだますなどして）財産や年金、賃金を使ったり勝手に運用し、本人が希望する金銭の使用を理由なく制限すること。

127

続いて、障害者虐待の行為の内容、つまりどのような虐待行為か、という視点による分類について説明します。

分類は全部で5つです。

ひとつは身体的虐待、2つ目が性的虐待、3つ目が心理的虐待、4つ目が放棄・放任いわゆるネグレクト、5つ目が経済的虐待です。

例えば、障害福祉サービス利用者同士の暴力があった場合に、暴力行為の主体は利用者であるため、その暴力行為自体は身体的虐待に該当しないこととなります。しかし、施設職員が、今言ったような利用者同士のトラブルに対処せず、放置して改善策を図らないことは、4つ目の放棄・放任、いわゆるネグレクトに該当する可能性があります。

## 2 障害者虐待とは ～身体拘束に対する考え方

障害者虐待防止法では…

**「正当な理由なく障害者の身体を拘束すること」=身体的虐待**

身体拘束が日常化することにより更に深刻な虐待への第一歩となる危険性

やむを得ず身体拘束する場合であっても  
→ その必要性を慎重に判断。 その範囲も最小限に。

やむを得ず身体拘束を  
行うときの留意点  
(3つの要件)

切迫性

非代替性

一時性

「身体拘束ゼロへの手引き」(厚生労働省 身体拘束ゼロ作戦推進会議)  
平成13年3月

128

ここでは身体拘束について触れておきたいと思います。

障害者虐待防止法には、正当な理由なく、障害者の身体を拘束することは、障害者虐待にあたるのが法第2条に明記されています。

外から施錠して部屋から出られないようにすることも該当します。

障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準等では、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行ってはならないとされています。さらにやむを得ず身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならないとされています。

緊急やむを得ない場合とは、①切迫性、②非代替性、③一時性のいずれの要件も満たしていることとされています。

切迫性とは、身体拘束その他の行動制限が無ければ利用者本人又は他の利用者等が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。

非代替性とは、身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないこと。

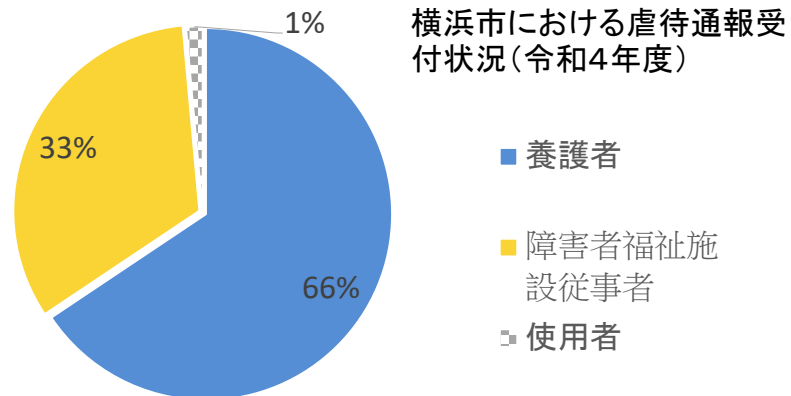
一時性とは、身体拘束その他の行動制限が、状態に照らして必要最小限の実施時間で一時的なものであること。

を指します。

行動制限を行う場合には、これだけの要件を確認する必要があるということであり、障害者の権利侵害と紙一重の行為であることは留意しておく必要があります。



### 3 虐待事例への対応状況



129

次に、横浜市の虐待通報受付状況についてお伝えします。

令和4年度では、  
養護者によるものが66%、  
障害者福祉施設従事者によるものが33%、  
使用者によるものが1%でした。

皆さま自身が、支援者という立場でご利用様を虐待してしまうことがあるかもしれませんし、もしくは、支援をしていく中で、ご家族からの虐待について気づくことがあるかもしれません。

### 3 虐待事例への対応状況

---

#### ◆ポイント◆

**虐待であると判断されていない  
案件の中には、  
支援上の問題がある案件もある。**

130

そして、ここでお伝えしたいポイントとしては、障害者福祉施設の従事者等によるもののうち、虐待であると判断されない事案の中には、支援上の問題がある事案もあるということです。

程度の大小はあっても、何かしらの課題を抱えている事案が多数であり、虐待に当たるかどうかではなく、これまでうまくいっていたけれども、より良い支援はないのか、障害者の権利擁護の観点からこのままの支援で本当に良いのかといった視点が重要です。

支援者お一人お一人がこうした視点を持ちつづけていただくことはもちろんのこと、各事業所内での支援者の気づきや支援実践の振り返りを共有して改善していくことのできる体制づくりをしていただきたいと思います。

## 4 障害者福祉施設従事者の役割

<障害者虐待防止法が定めるもの>

- 障害者虐待の防止等のための措置
  - ・ **職員研修の実施**
  - ・ 利用者及びその家族からの**苦情を処理するため体制**の整備 など
- 障害者虐待に係る**通報**
- 障害者虐待の**早期発見**

131

次に、障害者虐待防止法に定められた施設従事者の役割についてお伝えします。責務として法律上規定されているものが3つあります。

ひとつめは、障害者虐待防止の措置をとることです。職員研修の実施や、苦情を処理するための体制整備などがこれに当たります。

次に障害者虐待に係る通報することです。虐待が疑われる場合には通報義務があります。これには、確証が必要なわけではありません。もし事業所として事実を把握した場合には、通常のやりとりのある事業の所管部署に報告という形でも大丈夫です。

最後に、障害者虐待の早期発見です。みなさまは、障害者虐待を発見しやすい立場でもあることから、早期発見に努めることが明記されています。日頃から、小さな変化を見落とさず気づけるよう、常にアンテナを張っておくことが大切になります。

## 4 障害者福祉施設従事者の役割

(障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止等のための措置)

第15条 障害者福祉施設の設置者又は障害福祉サービス事業等を行う者は、**障害者福祉施設従事者等の研修の実施**、当該障害者福祉施設に入所し、その他当該障害者福祉施設を利用し、又は当該障害福祉サービス事業等に係るサービスの提供を受ける**障害者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備その他の障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止等のための措置**を講ずるものとする。

(障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に係る通報等)

第16条 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、**速やかに、これを市町村に通報**しなければならない。

(障害者虐待の早期発見等)

第6条

2 **障害者福祉施設**、学校、医療機関、保健所その他障害者の福祉に業務上関係のある団体並びに**障害者福祉施設従事者等**、学校の教職員、医師、歯科医師、保健師、弁護士その他障害者の福祉に職務上関係のある者及び使用者は、**障害者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、障害者虐待の早期発見に努めなければならない。**

132

こちらは、いま説明しました障害者福祉施設従事者の役割について規定されている障害者虐待防止法の条文です。しっかりと確認して常に認識しておく必要があります。

## 4 障害者福祉施設従事者の役割

<横浜市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例>

(指定障害福祉サービス事業者の一般原則)

第3条

3 指定障害福祉サービス事業者は、利用者の人権の擁護、**虐待の防止**等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、**研修の実施その他の措置を講じなければならない。**

**(身体拘束等の禁止)**

第36条の2 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行ってはならない。

2 指定居宅介護事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。

3 指定居宅介護事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

133

こちらは、横浜市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例の障害者虐待防止にかかる条文の抜粋になります。利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修の実施その他の措置を講じなければならないと規定しています。

また身体拘束等の禁止についても規定しています。

具体的には、① 身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること。② 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。③ 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。④ 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

令和6年4月から、これらを満たしていない場合に、身体拘束廃止未実施減算(所定単位数の1%)の対象となりますので注意が必要です。

## 4 障害者福祉施設従事者の役割

<横浜市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例>

### (虐待の防止)

第41条の2 指定居宅介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定居宅介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定居宅介護事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

### (運営規程) 《生活介護の例》

第91条 指定生活介護事業者は、…運営規程…を定めておかなければならない。

- (11) 虐待の防止のための措置に関する事項

134

このほか、虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施することを規定しています。また運営規程についても定めております。

令和6年度指定障害福祉サービス等報酬改定により、令和6年4月1日以降、福祉サービス事業所等について、虐待防止措置未実施減算（所定単位数の1%を減算）が適用されることとなりましたので注意が必要です。

具体的には、次の運営基準を満たしていない場合に減算が適用されます。

- (1) 虐待防止委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
  - (2) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
  - (3) (1)、(2)を適切に実施するための担当者を置くこと。
- です。

## 4 障害者福祉施設従事者の役割

「障害者福祉施設等における 障害者虐待の防止と対応の手引き」  
令和6年7月 厚生労働省

「障害者虐待防止の研修のためのガイドブック」  
令和4年1月 全国社会福祉協議会

「障害者虐待防止の手引き」  
平成24年10月 全国社会福祉協議会  
障害者の虐待防止に関する検討委員会

「市町村・都道府県における 障害者虐待の防止と対応の手引き」  
令和6年7月 厚生労働省

135

こちらは参考資料です。

厚生労働省や全国社会福祉協議会が作成したマニュアルや手引きです。  
事業所向けのものもありますので、ご覧になったことがない場合には、是非ご一読ください。

## 4 障害者福祉施設従事者の役割

◆ポイント（お願いしたいこと）◆

**ちょっとした変化に気づき、**  
**気に留めることが大事です。**

136

2つ目のポイント、お願いしたいことは記載のとおりです。

障害福祉サービス利用者やその周囲のちょっとした変化に気づき、それを気に留めることが大事です。

そのうえで、横浜市への通報であったり、事業所内での共有など、対応していく必要があります。

もし気になることがあって、それが結果的に虐待でなかったとしても日頃の支援を振り返る機会や見直す機会であったと前向きに捉えてください。



## 4 障害者福祉施設従事者の役割

### こんなことも虐待に当てはまります(国の手引きの例示)

- ・医学的判断に基づかない痛みを伴うようなりハビリの強要
- ・無理矢理食事や飲み物を口に入れる
- ・自分の意思で出られないようにドアに施錠
- ・排泄や着替えの介助がしやすいという理由で、下着のまま放置する
- ・怒鳴る、悪口を言う
- ・こどものように扱う
- ・職員の都合で、トイレにいけるのにおむつをさせる、歩けるのに車椅子での移動を強要する、不必要な全介助
- ・処方どおりの服薬をさせない

137

国の障害者虐待防止と対応の手引きには、もう少し具体的な例が記載されています。このスライドにいくつか抜き出してみました。自らの事業所での場面を思い浮かべながら、考えてみてください。

当てはまるな、これはどうだろうか。もしかしたら、いや違うか。などとすっきり答えがでないところもあるかもしれません。

障害者虐待に限りませんが、この支援がベストだ、これで仕方ないと思った時点で、不適切な支援に向かってしまう可能性があります。

よりよい支援を考えつづけることに併せ、支援側の都合により障害者にとって不適切な支援や対応となっていないか、常に自己チェックを意識していただきたいと思います。

## 障害者虐待発見チェックリスト

### 《身体的虐待のサイン》

- 身体に小さな傷が頻繁にみられる
- 太ももの内側や上腕部の内側、背中などに傷やみみずばれがみられる
- 回復状態がさまざまに違う傷、あざがある
- 頭、顔、頭皮などに傷がある
- お尻、手のひら、背中などに火傷や火傷の跡がある
- 急におびえたり、こわがったりする
- 「こわい」「嫌だ」と施設や職場へ行きたくない
- 傷やあざの説明のつじつまが合わない
- 手をあげると、頭をかばうような格好をする
- おびえた表情をよくする、急に不安がる
- 自分で頭をたたく、突然泣き出すことがよくある
- 医師や保健、福祉の担当者に相談するのを躊躇する
- 医師や保健、福祉の担当者に話す内容が変化し、つじつまが合わない

### 《放棄・放任のサイン》

- 身体から臭い、汚れがひどい髪、爪が伸びて汚い、皮膚の潰瘍
- 部屋から臭いがする、極度に乱雑、ヘタベタした感じ、ゴミを放置している
- ずっと同じ服を着ている、汚れたままのシーツ、濡れたままの下着
- 体重が増えない、お菓子しか食べていない、よそではカツカツ食べる
- 過度に空腹を訴える、栄養失調が見られる
- 病气やけがをしても家族が受診を拒否、受診を勧めても行った気配がない
- 学校や職場に出てこない
- 支援者に会いたがらない、話したがらない

### 《性的虐待のサイン》

- 不自然な歩き方をする、座位を保つことが困難になる
- 肛門や生殖器からの出血、傷がみられる
- 生殖器の痛み、かゆみを訴える
- 急におびえたり、こわがったりする
- 周囲の人の体をさわむようになる
- 卑猥な言葉を発するようになる
- ひと目を避けたがる、一人で部屋にいたがるようになる
- 医師や保健、福祉の担当者に相談するのを躊躇する
- 眠れない、不規則な睡眠、夢にうなされる
- 生殖器を自分でよくいじるようになる

### 《経済的虐待のサイン》

- 働いて賃金を得ているのに貧しい身なりでお金を使っている様子が見られない
- 日常生活に必要な金額を渡されていない
- 年金や賃金がどう管理されているのか本人が知らない
- サービスの利用料や生活費の支払いができない
- 資産の保有状況と生活状況との落差が激しい
- 親が本人の年金を管理し遊興費や生活費に使っているように思える

※ 厚生労働省

「市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応」

### 《心理的虐待のサイン》

- かきむしり、かみつきなど、攻撃的な態度がみられる
- 不規則な睡眠、夢にうなされる、眠ることへの恐怖、過度の睡眠などがみられる
- 身体を萎縮させる
- おびえる、わめく、泣く、叫ぶなどパニック症状を起こす
- 食欲の変化が激しい、摂食障害（過食、拒食）がみられる
- 自傷行為がみられる
- 無力感、あきらめ、なげやりな様子になる、顔の表情がなくなる
- 体重が不自然に増えたり、減ったりする

138

虐待発見チェックリストもお付けしました。

虐待行為そのものを見たか見ていないかだけでは、早期発見はなかなか難しいと思います。

そこで、障害福祉サービス利用者のちょっとした変化も、虐待の芽をはらんでいることもあるということにご留意ください。

利用者本人や周辺の人の変化の気づきのヒントがまとめられています。


一例ではありますが、参考までにご覧ください。

## 5 横浜市の体制

### ○市町村障害者虐待防止センター（障害施策推進課）

（市町村障害者虐待防止センター）

第32条 市町村は、障害者の福祉に関する事務を所掌する部局又は当該市町村が設置する施設において、当該部局又は施設が市町村障害者虐待防止センターとしての機能を果たすようにするものとする。

- 
- ・ 通報、届出の受理（窓口）
  - ・ 養護者による虐待の防止及び養護者による虐待を受けた障害者の保護のため、障害者及び養護者に対する相談、指導及び助言
  - ・ 障害者虐待の防止及び養護者に対する支援に関する広報その他の啓発活動

139

ここからは、横浜市の役割、体制についてご説明します。

法律では、市町村に対して、障害者虐待防止センターの機能を果たし、通報、届出の受理などの業務を行うことが定められています。

横浜市では、健康福祉局障害施策推進課がその担当部署として、通報の受理など、虐待防止センターとしての業務を取り扱っています。

## 5 横浜市の体制

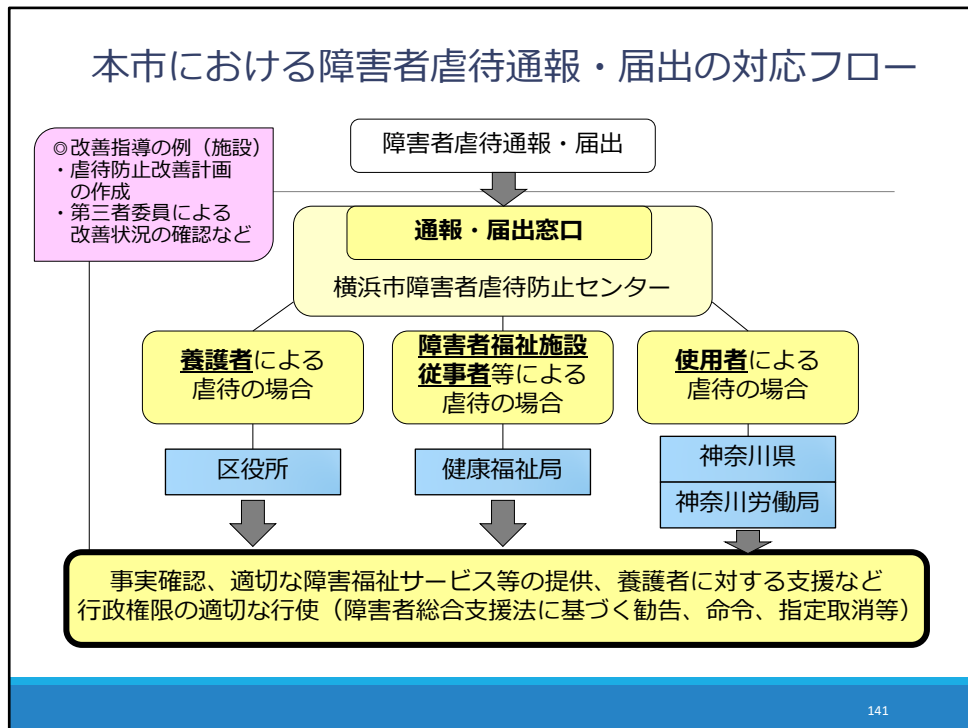
### ○障害者虐待通報・届出窓口の設置

- 開設日 平成24年10月1日
  - 受付時間 24時間365日 専用回線により対応
  - 実施体制 精神保健福祉士や社会福祉士等を配置し、専門性を有する事業者へ業務委託（市町村虐待防止センターの一部業務を委託により実施）
- ※ 通報等の内容から虐待が疑われるケース  
健康福祉局に連絡するとともに、生命・身体に重大な危険が生じている恐れがあるなど、緊急性が高い場合には、直ちに警察等へ通報

**TEL 045-662-0355 (24時間受付)**

140

「通報・届出受付の窓口」の業務についてですが、横浜市では、委託で365日24時間、通報・届出を受けつけできる体制を確保しています。電話番号は045-662-0355です。



この図は、通報・届出があった場合の本市での対応フローを簡略化したものです。

上の方から通報・届出を窓口で受け付け、その情報は虐待防止センターである障害施策推進課に報告されます。

そして、先ほどお話した、虐待行為の主体による3つの分類に応じて、各所管部署が必要な事実確認を行います。

通報として受け付けた時点では事実かどうか不明瞭な事案がほとんどですが、既に対応中である事案や、明らかに事実でない事案などを除き、必要な事実確認等を行っています。

## 5 横浜市の体制

---

◆ポイント（お願いしたいこと）◆

- ・ **虐待（疑い含む）は通報を。**
- ・ **事実確認に  
ご協力をお願いします。**

142

3つ目のポイントです。

繰り返しになりますが、虐待があった場合または未だ疑いの段階であった場合も、通報義務が生じます。

是非通報をお願いします。相談であっても大丈夫です。

そして、通報があった際には、事実確認を行いますので、その際にはどうぞご協力をお願いいたします。

障害者虐待の防止と対応の説明は以上になります。  
ありがとうございました。



---

## 障害者差別解消の推進について

---



143

続いて、障害者差別解消の推進について、お伝えさせていただきます。

## 障害者差別解消法の概要

◎正式名称

障害を理由とする差別の解消  
の推進に関する法律

◎公布日

平成25年6月26日

◎施行日

平成28年4月1日

◎目的

障害の有無によって分け隔てられ  
ることなく、お互いを尊重し合う  
「共生社会」の実現を目的として  
います。



内閣府パンフレット

障害者差別解消法の概要についてお話いたします。

正式名称は、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」と言います。

障害の有無によって分け隔てられることのない、共生社会の実現を目的としています。

障害のある人も、障害のない人も暮らしやすい社会、様々な人がいて当たり前の社会にしていきたいと思います、というものです。



## 障害者差別解消法の概要

### 法律のポイント

この法律は、「行政機関等」及び「事業者」に対して、障害を理由とする差別の禁止を求めています。

この法律における「障害者差別」は、次の2つです。

- ① 「不当な差別的取扱い」をすること
- ② 「合理的配慮」を提供しないこと



合理的配慮の提供は、民間事業者は努力義務とされていましたが、令和6年4月1日以降は法的義務となりました。

そして、前のスライドでご説明した目的を達成するために、行政機関や事業者に対して、障害を理由とする差別の禁止を求めています。  
法律が定めている「障害者差別」は2つです。  
ひとつは、障害を理由とした「不当な差別的取り扱い」、もうひとつは「合理的配慮をしないこと」です。

スライドに示している通り、不当な差別的取扱いは行政機関等と民間事業者、どちらも禁止されていますが、障害者への合理的配慮については、行政機関等は法的義務ですが、民間事業者は努力義務となっており、この点が異なっていました。  
しかし、令和6年4月1日からは、民間事業者も合理的配慮の提供が法的義務となりました。  
皆さんが所属する事業所も合理的配慮の提供が法的義務となっています。

## 障害者差別解消法の概要

### ポイント①

- 1 障害者差別解消法は、基本的には、**個別の場面における特定の障害者に対する対応を対象**とするものです。
- 2 **他の法律、既存の制度の一律の見直しを求めものではありません**（社会的な情勢の変化等に応じて、それぞれの制度ごとに必要な検討がなされるべき）。
- 3 「**障害を理由とする差別**」の**定義規定は置いていません**。個別の事案に応じて個別具体的に判断されるもので、この法律ではあらかじめ一律に定めることはしていません。
- 4 事業主としての立場で労働者に対して行う障害者差別解消の措置については、「**障害者の雇用の促進等に関する法律**」によります。

改めて障害者差別解消法のポイントをまとめています。

1. 障害者差別解消法は、基本的には、個別の場面における特定の障害者に対する対応を対象とするものです。
2. 他の法律、既存の制度の一律の見直しを求めものではありません（社会的な情勢の変化等に応じて、それぞれの制度ごとに必要な検討がなされるべき）。
3. 「障害を理由とする差別」の定期規定は置いていません。個別の事案において特定の行為が差別に該当するか否かは、それぞれの事案に応じて個別具体的に判断されるものであり、この法律ではあらかじめ一律に定めることはせず、法施行後の具体的な相談事例や裁判例を積み上げていく中で、国民の間で認識の共有が図られるよう努めていくとしています（対応要領や対応指針において具体的事例を提示）。
4. 事業主としての立場で労働者に対して行う障害者差別解消の措置については、「障害者の雇用の促進に関する法律」によります。

## 障害者差別解消法の概要

### ポイント②

- 5 事業者が「不当な差別的取扱いの禁止」や「合理的配慮の提供」に適切に対応するために、各事業分野を担当する省庁が「対応指針」（ガイドライン）を定めています。

「障害者差別解消法 福祉事業者向けガイドライン」  
厚生労働省 平成27年11月策定

- 6 障害者差別を受けたとの相談については、事業を担当する行政機関等、既存の相談窓口で対応していくこととしていますが、事業者においても、自ら相談に対応する体制を整備しておくことや職員の研修・啓発を行うことも重要です。（対応指針より）

※ 横浜市では、事業者による差別で相談対応によって解決が図られなかった事案を対象に、調整委員会による あっせんの仕組みを設けています。

147

5. 事業者の方々に向けては、国の各省庁が事業分野別に「対応指針」、ガイドラインを定めています。福祉の事業者の方々に向けては、厚生労働省がガイドラインを定めています。基本的な考え方や合理的配慮となり得る具体例等を含む内容となっていますので、もしご覧になったことがない方がいらっしゃれば、お読みいただきたいと思います。

6. 差別を受けたときの相談の対応についてです。

事業者から差別を受けたとの相談、訴えについては、担当の行政機関や人権関係の相談窓口等で対応していくこととしていますが、まずはその事業者が差別を受けたとの相談に、適切に対応していくことが求められます。「対応指針」の中でも、相談があった場合の体制を整備していくことや、職員の研修・啓発について示されています。

なお、一番下の※印ですが、横浜市では、事業者による差別について、その事業者や、事業を担当する行政機関による相談対応によっても解決が図られない事案があった場合、弁護士等により構成する調整委員会が、解決を図るためのあっせんを行うという仕組みを市独自に設けています。そのような仕組みがあるということをご承知おきいただければと思います。

## 合理的配慮について

- 過重な負担に当たると判断した場合は、その理由を説明し、理解を得るよう努めることが望ましいとされています。
- 内容によっては、「建設的な対話」をもって代替案について話し、解決を図ることも大切です。

### 【参考】

内閣府ホームページ

<https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai.html>

厚生労働省ホームページ（対応指針）

[https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/shougaishahukushi/sabetsu\\_kaisho/index.html](https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaishahukushi/sabetsu_kaisho/index.html)

横浜市ホームページ

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kenko-iryo-fukushi/fukushi-kaigo/fukushi/sabetsu/sabetsu-kaisyou.html>



148

最後になりますが、「合理的配慮」について、過重な負担を要するために配慮を行えない場合の説明、そして、「建設的な対話」をもって代替案を考えていくことも大切なことを書いています。

障害福祉サービス関係の事業者の皆様におかれましては、もともと障害のある人一人ひとりの障害の状況やご本人の意向を踏まえて毎日の業務を進められていると思いますので、この障害者差別解消法が施行されて、業務の内容が大きく変わるということはないと思いますが、改めて法律の基本的な理解、対応の確認を事業所内、施設内で共有していただければと思います。

## 地域共生社会を目指して

私たちがやるべきは  
シンパシー（同感）ではなく  
エンパシー（共感）！

異なる立場の相手の  
身になって、相手の  
シチュエーションを  
想像して理解する力  
のこと。



「もしも  
自分が相手の  
立場だった  
ら」

これまで法律の説明をしてきましたが、地域共生社会を目指すために私たち一人一人に必要なことを最後にあげさせていただきます。

「エンパシー」という言葉は一般にあまり馴染みがないかもしれませんが、“相手の立場になって相手の意思や感情を共有する”という意味があります。

シンパシーは日本語でいうと「同感」であり、「相手への同情、相手の感情に同調する」といった意味です。エンパシー（共感）が、「相手の立場に立って意思や感情を理解し、相手を感じたり考えたりしたことを共に感じる」という行為であるのに対して、シンパシー（同感）は、「相手の感情に共鳴して湧き上がる感情の動き」です。

エンパシーとシンパシーの違いは、それが知識や経験を必要とする作業かどうかにあります。知識や経験が豊富であればあるほど、あらゆる選択肢や可能性について考慮することができます。エンパシーは、鍛えられる「能力」です。

## 地域共生社会を目指して

国籍、年齢、性別、障害等、  
様々な立場や背景を越えて  
人々がお互いを認め合い、  
支え合えるような  
多様性の理解を進めましょう



障害者に関する差別の話をしましたでしたが、いろんなところに差別はありますので、ぜひ多様性を認め合える環境をつくっていきましょう。  
説明は以上です。ありがとうございました。